

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

開会 令和6年3月 8日

閉会 令和6年3月18日

寒 川 町 議 会

出席委員 柳田委員長、新村副委員長
青木委員、岸本委員、黒沢委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 原田環境経済部長、大平産業振興課長、吉田副主幹、中島主査
大山環境課長、戸村副主幹、赤井副主幹、椎野主査、阿久津主任主事
西島農政課長（兼）農業委員会事務局長、渡辺副主幹、前田主査
畠山都市建設部長、勝又道路課長、栢沼技幹、彦坂副技幹
富田下水道課長、山本副技幹、丹内主査
石黒都市計画課長、岸主査、鈴木主任主査
飯田まちづくり担当参事、鈴木倉見拠点づくり課長、廣田副主幹、廣田主任主事
飯尾都市整備課長、野地副主幹、大野主査
徳江会計管理者（兼）会計課長、三枝副主幹
伊藤選挙管理委員会事務局書記長、広田主査
磯崎監査委員事務局長

案 件

（付託議案）

1. 議案第8号 令和6年度寒川町一般会計予算
2. 議案第9号 令和6年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第10号 令和6年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第11号 令和6年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第12号 令和6年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和6年3月13日

午前9時00分 開会

【柳田委員長】 皆様、おはようございます。

本予算審査3日目となります。委員の皆様、そして事務局さんのおかげさまをもちまして、3日目を迎えることになりました。本日は環境経済部より始まり、監査委員事務局までございます。多岐にわたる審査となりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

まず、環境経済部産業振興課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 おはようございます。

環境経済部が所管いたします、3課の予算審査をよろしくお願いいたします。

初めに、産業振興課の予算審査になります。説明につきましては、大平産業振興課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 環境経済部産業振興課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料の2ページ、勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。

次に、負担金、補助及び交付金の負担金でございますが、障害者の交流と勤労意欲向上のため、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町と湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会との共催で行う湘南地区障害者卓球大会への負担金といたしまして、3万円を計上させていただきました。

次に、補助金でございますが、補助金等の説明資料、タブレットの11ページに記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料3ページ、勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代で、中小企業に勤務する方を対象に、同一業種に長く従事し、技能、技術の錬磨及び後進の育成等に寄与した方を表彰するもので、本年度は、技能功労者、優秀技能者、それぞれ3名の方々を表彰しております。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、負担金は湘南合同就職面接会負担金で、ハローワークと藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が連携して実施する面接会への負担金で、3万2,000円を計上させていただきました。補助金につきましては、補助金等の説明資料、タブレット11ページに記載のとおりでございます。

次に、貸付金でございますが、勤労者福利資金預託金で、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として、中央労働金庫に預託するものでございます。なお、貸付限度額は300万円で、融資枠は3倍協調となっております。下表の特定財源は記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料4ページ、職員給与費につきましては、環境経済部長を含む職員10名分の人件費でございます。

次に、タブレット資料5ページ、商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。

続きまして、タブレット資料6ページ、商業振興事業費の報償費は、町商工会が事務局となって実施しております優良小売店舗表彰の町長賞、1店舗分の記念品に関わる経費でございます。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、まず、負担金につきましては、湘南ビジネスコンテスト負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で開催しております、域内の起業家の皆さんがビジネスプランを競うコンテストへの負担金といたしまして、2万5,000円を計上させていただきました。

次に、補助金につきましては、補助金等の説明資料、タブレット12ページに記載のとおりでございますが、主な部分についてご説明させていただきます。

まず、商工会補助金は、町商工業の総合的振興を図るため、町商工会に対して補助を行うものでございます。令和6年度の商工会補助金につきましては、地域通貨事業を開始するに当たり、システム導入

費用や加盟店募集等の業務に対する費用、5,000万円の補助を含めて計上しております。地域通貨導入の最終的な目的といたしましては地域の活性化であります、この目的を達成するために、地域経済の循環と地域課題の解決の2つの視点により、事業を実施してまいります。

地域経済の循環の視点では、この地域通貨をプラットフォームとすることで、加盟店がキャンペーン等の実施や広告媒体として活用することで、より多くの方に認知し、利用していただけるようになり、また、購入データを分析し、活用することで、お店づくりに生かせるものと考えております。

地域課題の視点では、行政ポイントの付与により、行動変容を促し、コミュニティーの活性化や様々な分野での施策の効果的、効率的な運用が期待できると考えております。

また、令和4年度、令和5年度とにぎわい交流創出ゾーンの調査研究事業に対する補助ということで予算を計上させていただいておりましたが、令和6年度につきましては、大きな調査を実施するのではなく、商工会の中で検討を続けていくというお話を伺っております。

次に、寒川町にぎわい創出支援事業補助金は、町内におけるにぎわいを創出する事業や、地域商業振興のための事業を行う団体等に対して補助を行うもので、本年度につきましては、寒川駅北口商店会の商店会広告宣伝事業、さむかわ芋フェス実行委員会が実施しました、さむかわ芋フェス2023など、2つの事業に対して支援を実施しております。

産業まつり交付金は、町産業の総合的な振興を図るため、毎年11月に開催しております寒川町産業まつりの実行委員会に対し、交付するものでございます。本年度につきましては、感染症対策を行いながら、ほぼフルスペックに近い形で実施することができ、多くの方にご来場いただき、楽しんでいただけたと思っております。

続きまして、タブレット資料は7ページ、企業支援事業費は、商工会や各支援機関と連携し、商工業者に対する総合的な支援を行い、エコノミックガーデニング事業を推進することにより、雇用の吸収力ある工業基盤の強化を図るための事業でございます。

報償費は、中小企業支援のために配置した地域経済コンシェルジュの活動に対する謝礼と、中小企業向けセミナー開催に伴う講師の謝礼でございます。本年度より、サービス業、飲食業を中心とした意欲ある事業者の訪問を開始し、事業者様からの町に求めるニーズなどのヒアリング調査を実施しているところでございます。その結果に基づき、今後、支援方針を定めてまいりたいと考えております。

需用費の消耗品費は、地域経済コンシェルジュの名刺代でございます。

次に、使用料及び賃借料につきましては、創業支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備しております、市場情報データを使用するための経費でございます。負担金、補助及び交付金の負担金は、産業のまちネットワーク推進協議会負担金で3万円を計上させていただきました。この協議会は、東日本にある工業都市で、工業振興に力を入れている都市の産業政策担当者で組織する協議会で、担当者の意見交換や研究会を通して、各自治体が抱える問題の解決を促し、あわせて、地域間企業のネットワーク化を進めることで、地域経済の発展を図ることを目的としております。

補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット、13ページに記載のとおりでございますが、主な部分について、ご説明させていただきます。中小企業事業資金融資利子補給金は、中小企業者の経営合理化促進及び振興を図るため、町内中小企業が、町事業資金融資を活用した場合の融資に対して、

利子の一部を金融機関へ自主補給するものであり、次の貸付金預託金においてもご説明いたしますが、事業資金融資の限度額を上げたことに伴う増でございます。

次に、貸付金でございますが、中小企業融資貸付金預託金につきましては、中小企業の経営安定化と振興を図ることを目的に、町の中小企業事業資金融資、中小企業施設整備資金特別融資を行うための資金を湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行、静岡中央銀行の4金融機関に預託するものでございます。令和6年度より、中小企業に対する利便性の観点から、中小企業事業資金融資の限度額を500万円から1,000万円へ拡大することに伴い、貸付金を7,000万円計上させていただきました。下表の特定財源は記載のとおりです。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。

企業等立地促進事業費は、地域産業の振興を図るため、既存企業の町内での投資や新規立地等をする企業に対して、税の軽減や雇用奨励を行うための事業でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、補助金等の説明資料、タブレット13ページに記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は、9ページ、観光事務経費でございますが、旅費は職員の出張旅費でございます。

需用費の光熱水費は、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジ入り口に設置しております、町観光案内看板につきまして、夜間のライトアップに伴う電気使用料でございます。

役務費は、寒川駅南口、北口及び寒川北インターチェンジに設置しております、周辺案内看板等の建物共済保険加入費用でございます。

次に、タブレット資料は10ページ、観光振興事業費の需用費の消耗品費でございますが、県内外で実施する観光キャンペーン等に配布するノベルティーを購入するための経費でございます。

次に、負担金、補助及び交付金でございます。

まず、負担金につきましては、湘南地区の市町で組織する湘南地区観光振興協議会負担金14万5,000円と、県内市町村と観光物産関連団体で組織する神奈川県観光協会負担金3万円でございます。

次に、補助金につきましては、補助金等の説明資料タブレット、14ページに記載のとおりでございますが、令和5年度まで予算を計上しておりました、寒川びっちょり祭補助金につきましては、消火栓からの取水についての問題があり、タンクローリーにより水を確保する方法を考え、予算につきましても、ご承認いただいたところではございますが、衛生面での問題が発生し、結果的に実行委員会の中で、びっちょり祭を継続していくことが困難との結果に至りました。現在、新たなイベント実施に向け、関係団体と検討を重ねているところでありますので、令和6年度当初予算には計上してございません。

以上が、産業振興課所管の令和6年度予算についての説明とさせていただきます。ご審査よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、6ページです。産業振興事業費、デジタル地域通貨の導入に向けて、これ商工会を中心にやっていただきますということで、その目的についても地域の活性化でありますとか、それから行政ポイントの付与とかも考えていますよということでございましたが、まず、デジタル通貨導入

についての、全国いろいろなところで先行的にやっているところはいっぱいあると思うんですけど、目的としては、町内で消費していただくお金は囲い込んでいく。それから、町外の方、寒川で観光だとかイベントに参加したときに、町内で使えるお金としてデジタル通貨を使っていただくと。

町内からのお金の流入とかも、その目的に入ってくるのかなと思うんですけども、そうするには、やはり加盟店、できるだけ多くしますよということだったんだけど、その加盟店さんが、ある程度自由に、例えばポイント付与できるだとか、それから割引の率が、少し、このデジタル通貨使っていただくことによって有利になるとか、そういうところが必要になってくるかと思いますけれども、そういう考え方で進めていくということではよろしいのかどうかということと、あとこれ、お金と全く同じものになりますので、これまでやっていた共通商品券、これとの兼ね合いをどうされていくのかということと、それから、デジタル通貨を購入するに当たっては何か制限があるのかどうか、誰でも使えるとは思いますが、どのような形で、デジタル通貨として購入するようになるのか、その辺について、まず、お知らせをいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 デジタル地域通貨導入につきましては、近隣に大型商業施設とかもできていまして、そういう購買力が流出しているという大きな問題がございます。そういった中で、デジタル通貨を検討しているんですけども、まず、とにかく、町で使っていただけるような仕組みというふうには考えているんですけども、それが行政ポイント、ポイントの部分だけが町で使えるのかとか、全てマネーもポイントも、全て町で使えるようにするのかとか、今、本当に多くの業者さんのほうから、事業者さんのほうからご提案をいただいているところでございます。もちろん商業者の事業者の方が潤うような施策として、例えばキャンペーンを実施するですとか、それからクーポンを発行するですとか、お店の広告をするですとか、そういったいろいろなことも、うちのほうでは検討しているんですけども、事業者さん自体がそういう発行をできるのかとか、それとも町のほうとか商工会を通してそういうことができるのかとか、そういった詳細につきましては、今後、詰めていきたいと考えております。

これまで共通商品券という紙で発行してまいりましたけれども、そちらをポイントとして変更していくような形で、現在考えております。制限につきましては、どなたもお使いいただけるような形で、と現在考えております。ただ、スマートフォンを持っていないと使えないとか、カード形式は、とかというところもあると思うんですけども、現在はスマートフォンでの使用、アプリでの使用と考えております。

以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今後、詳細については検討していくということでしたので、しっかり検討していただいて、全国でいうと、先発でやっているところがいっぱいあると思うので、後発でやる優位性、要は、ほかのところのいいところは全部取っていくというような考え方でしっかり取り組んでいただければと思うんですけども、共通商品券、今、恐らく、商工会の中に換金されていない部分のプール金というのが相当あるんだと思うんです。

できれば、こっちのデジタル通貨が採用された際には、一定期間設けて、精算の一定期間を設けて、

それをポイントとして、デジタル通貨のほうに還元する考え方というお答えだったかなと思うんですけども、そういう認識でよろしいのかどうか。だから、基本的に共通商品券はなくなっていくという理解でいいのかどうかというところ。

そこをもう一度お願いしたいのと、あと、これ加盟店さんがどれだけ参加していただけるかということが、一つ肝になってくるかとは思いますが、加盟するに当たってのリスクですとか、新たに加盟するに当たって、お金が必要になるとか、そういう部分についてはどういう考えを持っているのか、今こういったデジタル通貨については、参加したお店については、QRコード一つあれば、特段、その他の機械を置かなくてもできるようなシステムができていると思うんですけども、そういう形と考えていいのかどうか。

それから、あと行政ポイントについて、これ当然できた後は、これまで行政がやっていた、例えば何があるかな、ボランティアポイントとか、そういうのも付与、こっちに付与することも選択できるとかという形になってくるんですかね。そのほかについても、いろいろな町である行事に参加していただいたりとか、健康のために活動していただいたりとかした場合にポイントがつくようになるのかなと思うんですけども、それはいろいろなところでやっているの、考えればもう制限なく出てくるというか、できるだけそういういい活動に対してポイントをできるだけつけていくというような考え方でやっていくんだと思うんですけども、付与されたポイントについての使い道については、これまでは自分のために使うというのが一般的な考え方だったんですけど、最近、こういうデジタル通貨にポイントをつけるような行政でやっているのが、ポイントをほかの事業に寄附できますとかということもやり始めていて、例えば、各学校とかで、こういう部分を各学校で取り組みたいんだけど、それには資金的に難しい部分があるので、そういうご理解をいただける方に関しては、このポイントを寄附していただけないかととかということで、いろいろな交流が生まれたりとか、新たな取組が生まれたりとかということがされているようなんですけれども、そういったことも検討されているのかどうか、その辺について、お聞かせいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 共通商品券の部分につきましては、すみません、私のご説明が下手で、共通商品券、現在、紙の共通商品券につきましては、ある一定の期間を設けて、90日以上ですか、払戻しとかの期間を設けて、対応していく、そこをポイントに移すということではございません。すいません。そういう仕組みというのは現在のところ、考えておりません。ポイントのほうに移行するような仕組みということではなく、商品券は商品券のほうで精算といいますか、整理し、新たなポイントとなっていくと思っております。

加盟店に加盟するに当たってのリスクなんですけれども、できるだけご協力いただきます加盟店さんのほうにはリスクがないように、ご負担がないようにうちのほうでも考えております。

それから行政ポイントにつきましては、今後、町の中で、関係するであろう、例えば、先ほど委員のほうがおっしゃられていました健康の部分ですとか、ボランティアの部分ですとか、そういった関係するであろう課のところで集まりまして、検討委員会ですとか、作業部会とかを設置しまして、何ができるのか、どういう方向に持っていくのかとか、その辺も検討して、よりよい方向に進めてまいりたいと

思います。

寄附できるような仕組みですとか、それからふるさと納税ですとか、そういった仕組みについても、うちのほうより事業者さんのほうにも提案してまいりたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。岸本委員。

【岸本委員】 3ページの、勤労者福祉事業費について質問いたします。

寒川町がミニ面接会などで、企業の方々の人材確保についても取り組んでいるということをお聞きしておりますが、本年も、つい先日行われたと聞いています。その状況、今年度は何社の希望の状況があったのか、また、来年度、どのような会社さんの面接をやるのか、あとは、いつやる予定でいるのか、その点についてお聞かせください。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 ミニ面接会につきましては、ちょうど昨日実施をいたしました。本当に今年度、様々な事業者さんの中から人材不足、人手不足というお話をいただいた中で、まず、今年何ができるかというところで、急遽ミニ面接会という形で実施することになったんですけれども、昨日の面接会は、5社の企業さんにご協力いただいております。来場者につきましては、12名の方が求職者として来ていただきました。その後、会社さんの工場の見学に行くですとか、その後の面接につながるですとか、そういったお話も伺っております。

令和6年度につきましては、昨日実施した面接会の中でやはり課題、場所であるですとか、周知の方法ですとか、そういった課題も見えてまいりましたので、その辺を精査しまして、令和6年度も、より効果があるような形で実施していきたいと考えております。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。

他に質疑はございますでしょうか。青木委員。

【青木委員】 私も同じく勤労者福祉事業費についてお尋ねします。

この中の11ページの資料を見ますと、勤労、この融資について、実績に基づいて今、減という、備考欄に書いてあるんですけど、実績というのが今どうなっているかということを、まず、お聞かせください。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 実績をお聞かせください。それと、これ。

【柳田委員長】 まだ1問目です。

【青木委員】 今、1問目で大丈夫ですか。

【柳田委員長】 はい。

【青木委員】 今、あと一つ、聞くのを忘れていたんですけど、住宅リフォーム制度について、お聞かせ。それは駄目か。

【柳田委員長】 今の質問で。

【青木委員】 分かりました。その実績だけお聞かせください。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 勤労者教育資金利子補助金についてお答えいたします。

令和5年度につきましては、まだ報告が上がっておりませんので、令和4年度です。そちらが、新規が3件、7,500円、令和3年度が4件、1万2,300円でございます。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。この辺の、毎年ほとんど変わらない資金提供になっている、資金というか、委託しているんですけど、町として、福祉という観点からいくと、やっぱり利用していただくための何か施策ということを考えてほうがいいと思っているんですけど、その点の拡充についての考え。

それと、1つ目、質問するのを忘れてしまったんですけど、住宅リフォームについてお聞かせください。今、限度額が3万円、補助率が5%という説明が書いてあるんですけども、この辺のところの、以前と変更した部分があるじゃないですか。その変更した以降について、住宅リフォームについては、拡充というか、町民の要望というのは、どのぐらい、増えていくという見込みなのかどうかということをお聞かせください。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 利子補助なんですけれども、教育ローン等はプロパー融資のほうも金利を大分抑えたものがあったりということもありまして、実績が減ってきているというお話もあります。

こちらにつきましては、今年度、勤労者実態調査なども実施しまして、町に取り組んでほしい勤労者施策についてという質問もいたしましたので、その中での答え等を参考にしまして、例えば、また、他の施策にすることなども検討していきたいと考えております。

リフォームにつきましては、以前と変更した点ということで、10年経過したものについても申請を可能といたしますよということだったかと思うんですけども、昨年は、10年経過した申請というのが1件ございました。今年度も現時点で、1件となっております。

今後もそういったところの周知をしっかりと行いまして、10年経過した方にも、また、ご利用いただけるような方法に進めていきたいと思っております。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 勤労者の福祉の考え方については分かりました。

今回、住宅リフォームについて質問したのは、一般質問の中で、自分じゃないんですけど、ほかの議員さんが質問していた中で、耐震対応に使えるのって住宅リフォームというような、たしか回答を聞いた覚えがあるんです。なので、ここの住宅リフォームを充実させれば、耐震化ということについても使えますよということの周知をまず、やっているかどうかということと、あとは耐震ということで、防災ということを見ると、住宅リフォームの拡充というのを一考するべきではないかなと思っているんですけど、その点の見解についてお聞かせください。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 住宅リフォーム制度につきましては、産業振興課といたしまして、商業者支援という観点と、利用者の居住環境の向上や事業の安定的な運営を目的というところで行っております。結果的に、そこが耐震に結びつくというリフォームもあるかとは思いますが、そこを耐震に特化した施策ですよというふうな周知は現在もしていません。

今後につきましても、また、耐震といいますと、担当も別になろうかと思いますので、現在の商業者支援という観点のところで進めてまいりたいと思っております。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 それでは、先ほど黒沢委員がご質問していたんですが、私もデジタル通貨の件についてお聞きしたいんですけども、質問が3つありまして、まず、1つ目が、デジタル通貨に関しては、期間限定で行うものなのか、それともずっとこれから先行っていくものなのかということと、あと予算が5,000万円という予算がついているんですけども、これに関しては、例えばポイントでバックするという、例えば神奈川ペイとか、いろいろな団体がやっていることがあると思うんですけど、それで、10%、20%と業種によってバックしたりもするんですけど、それも全部含めた予算になっているかどうか。

3つ目が、加盟店になる対象者の範囲と、あと例えば手数料とかがかかるのか、大体ほかのキャッシュレス決済だと手数料かかるんですけど、そういうのはどういうふうにするのかというのをお聞かせいただけますか。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 期間につきましては、継続的に実施していけるものをつくってまいりたいと考えております。

5,000万円の補助金についてなんですけれども、こちらはシステムの運用費用といいますか、システムを開発といいますか、導入するための費用と、それから、ご利用いただく方に対して説明会ですとか、そういった部分だけですので、ポイント還元の部分については、また別のところでの予算となっております。

加盟店さんにつきましてはの手数料は、想定なんですけれども、1.5%程度を考えております。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 分かりました。1.5%ですと、ほかのキャッシュレス決済に比べてかなり比較的安い手数料で運営できるのでいいかなと思うんですけど、先ほど、黒沢委員がQRコードの話とかもされていたんですけど、例えば、業種に関しては全ての業種、例えば大工さんとか建設関係とか、そういうのと、あと、それを使えるための説明会をもちろんやられると思うんですけども、どうしても対応できない小売店の方とかも出てくると思うんですけど、その辺に関しては、どのようにお考えでしょうか。

【柳田委員長】 大平産業振興課長。

【大平産業振興課長】 加盟店さんの大工ですとか建築の方については、事前に少しお話をさせていただいたところもあるんですけども、やはり手数料の部分が、建築部門ですと大分多くなってしまうというところで、なかなか参加が厳しいのかなというご意見はいただいておりますが、うちのほうとしましては、個々の業種というふうに絞るわけではなくて、ご参加いただける、ご協力いただける加盟店さんにとは考えております。

小売店のほうの説明なんですけれども、そこは当然、その事業の中で丁寧なご説明をというところは思っておりますけれども、当然、うちのほうで個別にご質問いただいたりですとか、その辺は手厚くとい

いますか、寄り添った支援をさせていただきたいと考えております。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 ありがとうございます。しっかり説明していただけるということなんですけども、例えば、5,000万円の中に、機器を例えば新たに小売店が導入しないといけないってなったときは、もちろんその中から出る、それとも購入を考えているのか、何か補助が出るのかというのが1点と。

あと、実際にキャッシュレス決済の問題点というか、実際に買物をしましたと、それから振り込まれるのに2か月、3か月先に町側から振り込まれるという話になると、多分小売店の方は結構困っちゃってしてしまうと思うんですね。その点についても教えていただけますでしょうか。

【柳田委員長】 中島主査。

【中島主査】 機器のところにつきましては、基本的には導入がないような形で進めていくということを検討しております。

2つ目のご質問ですけれども、振り込まれるタイミングにつきましては、費用面も当然あるかと思うんですが、できるだけ月2回程度は振り込まれるような形で進めたいとは考えているところでございます。以上です。

【柳田委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、環境経済部産業振興課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、環境経済部環境課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 続きまして、環境課の予算審査になります。

説明につきましては大山環境課長が、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 それでは、環境課の令和6年度予算につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の歳入につきましては、22ページから37ページ、歳出につきましては、52ページから55ページ、及び、70ページから73ページでございます。説明に当たりましては、タブレット資料020、環境課予算特別委員会説明資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、18ページ以降が、委託事業の一覧でございます。

それでは、資料の2ページ、自然共生推進事業費でございます。自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との協働等により、環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものでございます。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施する川の生き物調査隊、並びに野鳥観察会の講師謝礼でございます。委託料につきましては、相模川美化キャンペーンのごみ運搬費でございます。使用料及び賃借料につきましては、川の生き物調査隊の実施に伴うライフ

ジャケットの賃借料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、寒川環境町民会議、さむかわエコネットへの交付金でございます。継続して実施していただいている河川の清掃活動や、環境学習などの環境課との共催事業に加え、さむかわ中央公園のビオトープの整備、蛍の復活プロジェクトなど、環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、3ページ、公害防止対策事業費でございます。被服費につきましては、現場作業用の雨がっぱと長靴でございます。委託料につきましては、水質検査でございます。継続的に小出川の2地点と、目久尻川、一之宮第2排水路の4つの地点で、調査を実施するものです。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。そのほか、予算計上はございませんが、環境保全協定を締結している事業所を対象に、環境保全研修会を開催してございます。

続きまして、4ページ、有害鳥獣等対策事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、蜂の駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費でございます。委託料につきましては、アライグマやハクビシン等の有害鳥獣の駆除業務委託料とスズメバチ駆除業務委託料でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、環境衛生事務経費でございます。報酬につきましては、13名分の環境審議会委員の報酬、旅費につきましては、委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。役務費につきましては、5年ごとに実施しております、騒音計の検定料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、高座地区河川をきれいにする会と、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

続きまして、6ページ、地球温暖化防止対策推進事業費でございます。こちらは地球温暖化防止や気候変動への適応のほか、町域の二酸化炭素排出量の削減に資するクリーンエネルギーの普及啓発における支出でございます。消耗品につきましては、夏場にヘチマ等を使用したグリーンカーテン用の有機培養土でございます。役務費につきましては、町内の事業所に対するカーボンニュートラルへの取組状況などのアンケート調査の費用でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、脱炭素に資する再エネ、省エネ設備等の導入に関わる補助金でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

なお、藤沢市、茅ヶ崎市の2市1町、湘南エコウェーブへの令和6年度負担金につきましては、市町村振興協会助成金を活用するため予算はございません。

続きまして、7ページ、動物対策事業費でございます。動物対策事業費につきましては、犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、猫の不妊、去勢手術費の助成、ボランティア団体への補助を行い、動物共生の推進を図るものです。報酬につきましては、狂犬病予防集合注射時及び犬の登録事務の繁忙期に係る会計年度任用職員の報酬。報償費につきましては、愛犬のしつけ教室の講師謝礼。旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、犬の狂犬病予防接種の注射済み票、並びに災害時救護活動用の消耗品等の購入費でございます。役務費につきましては、狂犬病予防集合注射開催通知等の郵送料、委託料につきましては、県獣医師会への犬の登録、及び注射促進協力

事業の委託料と、担当職員のための破傷風予防接種委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、犬の登録システムのリース料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、飼い主のいない猫の不妊、去勢、子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体への補助金と、飼い主に対しての猫の不妊、去勢手術費の補助金でございます。令和6年度も引き続き、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊、去勢の助成を継続し、無秩序な繁殖の防止に努めてまいります。特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、地域美化活動推進事業費でございます。この事業では、町民の皆さんのモラルと美化意識の向上を図り、ごみのないまちづくりを目指し、6月、11月の年2回、まちぐるみ美化運動等を実施しております。消耗品費につきましては、まちぐるみ美化運動や環境美化活動で使用するごみ袋の購入、印刷製本費につきましては、小中学生の環境美化啓発ポスター、最優秀作品1点を100枚印刷し、町内の公共施設や駅、金融機関、スーパーやコンビニ等に掲示し、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発を実施しております。役務費につきましては、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔の保険料、委託料につきましては、まちぐるみ美化運動、環境美化活動のごみ運搬費でございます。

続きまして、9ページの清掃費の職員給与費でございます。環境課、資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員13名分の人件費でございます。特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、清掃総務事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、光熱水費につきましては、寒川駅北口公衆トイレの電気代、水道代、下水道使用料、役務費につきましては、寒川駅前公園トイレの建物共済の任意保険料、委託料につきましては、公衆トイレの清掃委託料で、毎日の清掃と年4回の特別清掃を実施し、清潔なトイレの維持管理に努めております。負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県、町村清掃行政協議会負担金と、大気汚染負荷量賦課金でございます。増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、11ページ、ごみ・資源物収集処理経費でございます。収集したごみ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターへ搬入し、中間処理後、最終処分に至るまでの経費でございます。消耗品費につきましては、最終処分地への挨拶時の手土産代、廃乾電池運搬用の土のう袋や蛍光灯の運搬用の段ボール等の購入代、ごみ置場の境界を明確にする境界プレートの作製代で、印刷製本費につきましては、ごみと資源物の正しい分け方・出し方の冊子と、分別収集日程表、7年度からの収集方法の変更点を分かりやすくまとめ、全戸配布するガイドブック、説明会で使用する概要版ガイドブック、ごみ集積場への収集方法変更の告知看板の印刷代でございます。役務費につきましては、臨時ごみ用証紙の販売店への証紙売払い手数料、委託料につきましては、集積所から収集した資源物をリサイクルセンターへ、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみを茅ヶ崎市環境事業センターへ、それぞれ搬入する収集運搬委託、資源物収集時に使用するコンテナ及びラッセル袋等を収集日の前日に配布する委託、家庭までに取りに伺う臨時ごみの収集運搬委託、事故等でなくなった私畜の収集運搬委託。焼却灰を千葉県銚子市及び秋田県小坂町の民間処分場へ運搬処分委託、及び、栃木県小山市と茨城県鹿嶋市、愛知県名古屋市の民間企業へ溶融資源化する処理委託。茅ヶ崎市にお願いをしております、可燃、不燃ごみの処理業務

委託、収集日程表の配布委託、収集方法変更の告知看板の掲示委託料でございます。

負担金、補助及び交付金につきましては、茨城県鹿島市への焼却灰搬入のための環境保全協力金及び、茅ヶ崎市への広域粗大ごみ処理施設建設に伴う、設計建設施工管理の負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、12ページ、ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。ごみ減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員等の協力により、分別収集時の徹底を推進する事業費でございます。報償費につきましては、資源物分別に伴う自治会への報償金と、衛生指導員や15人で構成する廃棄物減量化等推進協議会委員の謝礼でございます。消耗品費につきましては、新旧の指定収集袋や消滅型生ごみ処理機の購入費等でございます。印刷製本費につきましては、違反ごみに添付しますシールの作成代、役務費につきましては、7年度からの収集方法変更に向けて集合住宅の管理会社への案内通知、指定収集袋取扱い店への案内通知、指定収集袋販売代金請求のための郵送料と口座振替の手数料及び衛生指導員の保険料、委託料につきましては、公共用地の剪定枝を資源化するための委託、指定収集袋の配布委託、ごみ質分析委託でございます。使用料及び賃借料につきましては、指定収集袋を保管するための倉庫の借上料でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、広域リサイクルセンター管理運営経費でございます。施設を運営するに当たっての経費で、平成26年7月より令和14年3月までの長期包括運営責任業務委託を行っております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員の謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、消耗品費につきましては、施設の維持管理に関わる消耗品や協働事業で維持管理しております、緑地花壇に関わる花の苗の購入費、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、修繕料につきましては、公用車の車検代と散水栓の修繕でございます。役務費につきましては、車検の印紙代と火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、長期包括運営責任業務委託料、負担金、補助及び交付金につきましては、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の引取りに関わる日本容器包装リサイクル協会に支出します、分別基準適合物の再商品化に関わる市町村負担金と、資源物売払い収入等の茅ヶ崎市分の分担金で、公課費は、公用車の重量税でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、14ページのし尿処理事務経費でございます。こちらは、し尿のくみ取りに関わる全ての事務関係費と、町内のくみ取り世帯や工事現場等の仮設トイレよりくみ取った生し尿を美化センター等に運搬する経費でございます。消耗品費につきましては、くみ取り処理券の用紙代、印刷製本費につきましては、清掃手数料納付書、窓付封筒、督促状等でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送代、し尿処理手数料の口座振替の取扱い手数料でございます。委託料につきましては、し尿収集運搬委託料でございます。特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

続きまして、15ページ、し尿処理施設運営経費でございます。こちらは美化センターの施設の維持管理経費や施設に搬入されました、寒川町・茅ヶ崎市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費、中間処理した脱水汚泥の運搬に伴う経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会委員の報酬、旅費につきましては、美化センター職員の普通旅費、消耗品費につきましては、各種薬品や管理用消耗

品、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、設備用の灯油代、印刷製本費につきましては、トラックスケールの計量表、光熱水費につきましては、電気代、水道代、下水道使用料、施設用プロパンガス代、修繕料につきましては、公用車の車検代で、役務費につきましては、施設の電話料、車検時の印紙代、火災保険料や車両の保険料、委託料につきましては、自家用電気工作物保安管理業務委託をはじめとする施設管理委託料や各種水質検査をはじめとする各種分析業務委託料、脱水汚泥及びし渣の運搬業務委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー、ファクスの機械借上料で、公課費は、公用車の重量税でございます。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ、公共施設再編計画実施事業費でございます。美化センターの設備機器等の修繕料でございまして、計画的に実施し、安全で安定した運営に努めております。修繕料につきましては、緊急的な修繕が必要となった場合の予算で、工事請負費につきましては、130万円以上の計画的な修繕でございまして、2件の工事を予定しております。増減理由につきましては、備考欄、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページ、歳入予算の概要でございます。行政財産使用料につきましては、美化センター、リサイクルセンターの駐車場等の使用料でございます。県大気汚染常時監視測定網交付金につきましては、県が町役場に設置している大気汚染に関わる常時監視測定器の電気代相当を負担いただいているもので、財産管理課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

以上で、環境課の令和6年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。青木委員。

【青木委員】 まず、3ページの公害防止対策事業費です。これ中身を、水質検査をやっていると思うんですけど、綾瀬とか座間ではやっているみたいなんですけど、フッ素化合物の検査というのは、この予算では検査する予算というものは上がっているんでしょうか。その辺を確認させてください。

それと、地球温暖化防止対策推進事業費です。こちら、ゼロカーボン推進対策で結構やられていると思うんですけど、こちらかなり増となっているんですけども、その増になっている理由というのをお聞かせください。

それと、2040第1次、ここではあれですけど、関連してお聞かせ願いたいんですけど、2040第1次実施計画一覧があるんですけど、寒川総合計画2040第1次実施計画の中の、地球温暖化対策事業に関連してのものなんですけど、4ページの地球温暖化防止対策事業でやったことが書いてあるんですけど、対策事業に参加した人数の詳細を、お聞かせください。

【柳田委員長】 青木委員、4ページというのは実施計画の4ページのことでですね。

【青木委員】 そうです。それと、ごみ・資源物収集処理経費ですけど、資源ごみから粗大ごみになって有料化になりました。なることで、町の見解としては、モラルが問われる問題だと思うんですけど、不法投棄とかということの見解はどうなっているか、有料化になって、そのまま捨ててしまうなんていう、そういうことが可能性としてあると思うので、その辺のところの見解をお聞かせください。

それと、資源化推進事業費の中で、ごみ減量化・資源化推進事業費の中で、ごみの指定袋がバイオマスを含容して製造することに伴う増というふうに備考欄で、説明には書いてあるんですけども、まず、バイオマスの含容、それは当然環境の推進ということと思うんですけども、含容させる、その理由をまず、お聞かせください。

あと、広域リサイクルセンター管理運営経費の、ここは先ほど詳しく述べていただいたんですけど、委託料負担金及び交付金増の要因を改めて詳しくお聞かせください。

それと、し尿処理施設運営経費です。こちらの委託料が減っていますよね。減った先というのを、こちらの考えとしては、搬入先が変わったことによる減ということなので、近くになったとか、どうなったかということの具体的な理由だけお聞かせください。

以上です。

【柳田委員長】 6点ですかね。椎野主査。

【椎野主査】 環境保全担当に係る3つのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目、水質検査、公害防止対策事業の水質検査の中で、有機フッ素化合物、いわゆるPFASに関する検査は入っているのかといったご質問でございました。こちらにつきましては、まだ私どもの県の説明会に参加したり、情報収集に努めているところではございますが、今のところ、特に問合せ等もないことから、今回の水質検査の中では、PFASの検査項目は入ってございません。

続きまして、2点目の地球温暖化、ゼロカーボン補助金に関するご質問でございます。増とした理由についてといったご質問でございましたけども、これにつきましては、まず、備考欄のほうに記載しております。かなり町民の方の関心も高く、多くの申請をいただいているところでございます。今年度につきましては、9月補正で増額補正の計上をさせていただいたところでございます。こういった状況を踏まえまして、令和6年度は当初予算から増額といった形で予算計上させていただいた次第でございます。

そして、3点目、地球温暖化防止対策事業の総合計画に係る参加人数の内訳をといったご質問でございました。こちら、令和5年度はまだ年度が締まっておりませんので、令和4年度の実績値の内訳をお答えをさせていただきます。こちら4ページの実績の内訳が34人となっております。

こちら、順にお答えをさせていただきますと、まず、令和4年の5月21日に環境教室、マイ温度計をつくろうということで参加人数17名、続きまして、8月2日、湘南エコウェーブの事業で、オンライン講座なんですけども、緑の保全セミナーというのをZoomで行いまして、こちらで6名、8月24日に、オンライン企業見学ということで、車のエネルギーを学ぼうという講座を開催いたしました。こちらで4名。最後に、12月11日に気候変動講演会の、こちらコロナ禍であったということでオンライン開催をしていました。こちらの参加者が7名ということで、合計34名ということで、実績値を書かせていただいているところでございます。以上です。

【柳田委員長】 戸村副主幹。

【戸村副主幹】 青木委員、すいません。ごみ資源物収集処理経費の資源ごみの有料化に伴う、その辺のモラルによる不法投棄の考え方ということなんですが、もう少し説明をいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 資源ごみから粗大ごみになって、今まで資源ごみは無料だったんですけど、有料化になって、その辺のところを粗大ごみ扱いになってということなんですけど、ちょっと意味が違うのかな。その辺のところ有料化になったことで、やっぱり処理するのに不法投棄をしてしまうんじゃないかなという懸念で、質問させていただいたところなんですけど、その辺の点の見解というんですか。

【柳田委員長】 戸村副主幹。

【戸村副主幹】 大変失礼しました。資源ごみ、本来、資源物として出せるものが、例えばサイズの関係等々で大型ごみ、あるいは、特別大型ごみになるというようなお話、その場合、有料になりますので、その関係で、町民の一部の方が、場合によってはモラルの関係で不法投棄をされるということでございますが、不法投棄の件数等々につきましては、県と合同で定期的に河川等の点検を行っているところでございまして、大きな不法投棄というのは、今のところございません。町民の方々がきちんとモラルに従って、適切な処理をいただいていると考えてございます。

もう一つのご質問、ごみ減量化・資源化推進事業費の新しいごみ指定袋のバイオマス含有の関係でございしますが、こちら、青木委員ご存じのように、環境に配慮いたしまして、脱炭素化を推進するために、全てのサイズ、バイオマス含有25%といたすものでございます。以上です。

【柳田委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 ただいまの資源物が大型ごみになるというのについて、令和7年度から金属類のサイズを今、80センチ掛ける50センチ掛ける50センチのものを、50センチ掛ける50センチ掛ける50センチ、若干小さく制限をさせていただくということで、それ以降、7年度から、そういう不法投棄がどうかというような懸念があるということだと思いますけども、6年度に住民説明会等をしっかりやっていきながら、そういうことがないようにしっかり周知していきたいと考えております。

また、リサイクルセンターの委託料の増の理由につきましては、リサイクルセンターは、平成26年から令和13年度まで、17年9か月、長期包括運営責任業務を委託しているという状況ですけども、その契約の中で、契約当初の国内企業物価指数というのと比較して、年を経過するごとに、プラスマイナス3%以上、国内企業物価指数が動いた場合には、委託料の見直しの協議をしましょうということが協議書の中でうたわれております。

今までも3%を超えたというような時期はあったんですけども、お互いの協議の中で見直しをしないできましたが、昨年、一気に18.03%上昇しまして、さすがにもう厳しいと。見直しをしてほしいという申入れがありましたので、茅ヶ崎市も含めて3者で協議し、今までの委託料に上乗せをすることになったということでございます。それにしても、茅ヶ崎市の負担は、上乗せになった分の85%ぐらいが茅ヶ崎市の負担という形になります。

それと、美化センターのし尿の委託料につきましては、今まで脱水汚泥を埼玉県寄居町のエコ計画というところでリサイクル、堆肥化していましたが、施設の老朽化と事業の見直しということで、令和6年度以降は受入れ不可ということになりまして、様々なところに当たりましたが、なかなか受入先が見つからず、茅ヶ崎市と協議しながら、来年度は、茅ヶ崎市の環境事業センターで焼却処理をするということになりました。

引き続き、そういう堆肥化とかできるところについては調査しながら、また、リサイクルできるよう

であれば、そうしていきたいと考えております。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 公害対策なんですけど、今、水質検査をしていないということでした。問合せもないということで、今、予定はないということなんですけど、町民の健康ということを考えると、寒川町としても独自にやるべきだという考えなんです。その点をお聞かせください。

それと、地球温暖化防止対策については、ここはもう何度となく聞いていますので、分かっているが聞いたんですけど、ただ、寒川の2040の第1次実施計画、こちらの地球温暖化事業に参加した人の人数というのを今、お聞きして、一般質問でもさせていただいたんですけど、住民一人一人の意識を高めるという意味では、これ非常に大切な事業だと思うんです。その辺を拡充、人数参加していただくということが大事だと思うので、そこの拡充ということをどういうふうに考えているかということをお聞かせください。

あと、分かりました。ごみの資源処理については、住民の方々に丁寧な説明をしていく上で、意識を持ってもらうということでやっていくと。具体的な案というのがあれば、その辺をお聞かせください。

それと、バイオマス含有については、当然そうですね、環境対策ということで分かっているんですけど、ただ、心配しているのが、これを住民に上乗せするのか、住民の皆さんに上乗せしていくのかということについて、その点はこういった考えであるかということをお聞かせください。

あと、広域リサイクル管理運営センターの、今、丁寧に説明していただいたので結構でございます。

あと、し尿処理についても、埼玉が使えない、令和6年から使えなくなって、茅ヶ崎にお世話になるということで、こちらのほうも分かりましたので、そこも結構でございます。

【柳田委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 PFASの関係でございます。こちらにつきましては、引き続き情報収集に努めるとともに、県のほうでかなり積極的にやられているので、そちらの知見も得ながら適切に対処してまいりたいと考えております。

もう1点、地球温暖化対策に関する事業の参加人数の増のための拡充をといったご質問でございます。こちらにつきましては、例えば、今年度開催しました、気象キャスターを招いての温暖化講演会というのは、初めてコロナ禍が明けて対面でやったんですけども、茅ヶ崎市、藤沢市、湘南エコウェーブ事業ということで、たくさんのご参加をいただくことができました。こういったやり方も工夫しながら、また、茅ヶ崎、藤沢市とか連携しながら、よりたくさんの方に参加いただけるような事業の方法を検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

【柳田委員長】 戸村副主幹。

【戸村副主幹】 青木委員の先ほどのごみの関係、しっかり住民の方々に丁寧な説明ということでございます。先ほど、私どもの課長が申し上げたように、令和7年度4月から、ごみと資源物の新たな収集方法等の変更につきまして、今年の7月からは自治会、8月以降は住民説明会を行ってまいります。その中でしっかり丁寧に説明していきたいと考えております。以上です。

【柳田委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 指定収集袋、バイオマス含有にして、その分を住民に上乗せするのかという部分

ですけれども、原価、見積りベースではありますけれども、現指定収集袋の契約額の約3倍ぐらい原価がかかります。

今まで販売価格の設定は、袋の大きさが大きくなればなるほどお得になるような金額設定になっておりましたので、ごみを多く出す人ほどお得感があるような、何となくそういう設定になっていました。新たな袋は原価が3倍近くなるということで、一番小さい袋については、10リットルの30枚入りの一番小さい袋については据置きをさせていただいて、そこを基準に、大きさに比例して、中、大、特大という価格設定をしていきたいと考えております。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。黒沢委員。

【黒沢委員】 当課の来年度の一番大きな仕事としては、ごみの収集の方法が変わる、それから袋も変わる、これをスムーズに移行できるかというところが一つ大きな仕事になるのかなと思うんですけれども、それで、12ページの部分で、まず、新たなごみ指定袋の保管倉庫を借り上げしますよということでございましたけれども、これは当然今、まだ旧と言っちゃいけないのかな。現状の袋の保管庫があるけれども、それと混同しないように、新しいごみ収集袋の保管倉庫を借り上げるという理解でよろしいのかどうかということと、そうした場合、新たなごみ指定袋を保管する倉庫については、6年度以降も継続して必要となるのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、7年度からごみの袋が変わりますということで、旧のごみ袋、まず、町がストックしていたものに対して、余剰が出た場合の対処、広報。それから各家庭のごみ袋、考え方としては、7年の4月から移行されたけれども、併用期間というのか、使い切るまで使っていいですよというような案内になるかと思うんですけれども、その辺の考え方についてお聞かせいただきたいのと、新のごみ袋については、来年度末ぐらいから販売が開始されるのかどうか。その辺についての、スムーズに移行していくための方策としての部分の確認でございますので、お答えいただければと思います。

【柳田委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 まず、倉庫の借上料でございますが、現在、大曲に72平米ぐらいの倉庫を借りています。ここには指定収集袋、小、中、大と、あとプラスチック製容器包装の袋が保管されておりますが、7年度に向けて新しい袋をつくっていくんですけれども、不燃ごみにも袋を導入しますし、特大の袋もつくる。現行の袋と新たな袋が、不燃ごみも加わって特大も加わるということで、一時期ダブる時期があって、それ用に倍ぐらいのもう一つ同じぐらいの倉庫を借りるというイメージです。

なので、6年度以降は、ある一定期間過ぎたら、今と同じか、不燃と特大の袋が増えますので、もうちょっと増やした形になると思いますけれども、6年度予算よりは若干下がった形になると思います。古い袋が余った場合、これをどうするのかということでありますが、今まで環境保全のほうでも美化活動、相模川美化キャンペーンだとか、いろいろな美化活動をしておりますので、そちらの袋に流用したりとかということも考えております。

各家庭での余り分については、先ほど説明会を7月から自治会から始めるということで、一応各家庭にあるものについては、令和7年4月いっぱい、4月の末までに使い切るような形で購入も考えてくださいということで説明をしていこうと考えております。ごめんなさい、家庭のごみ袋については5月末まで、5月末までは使えるようにと考えています。

お店にも在庫が若干残ってしまうと思うんですけども、そちらについては、4月の末まで一応販売ができるというような形で、なるべく在庫を残さないような方法を取っていきたいと考えております。

新しい袋については、令和7年の3月ぐらいから各店舗に置いていくような方法で、今のところ予定をしております。以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。新村副委員長。

【新村副委員長】 資料の6ページ、地球温暖化防止対策推進事業のゼロカーボンについてお聞きしたいんですけども、こちらの部分で、今回は増となっていると思うんですけど、先ほど青木委員から聞いていただいたんですけども、例えば、こんなことをして周知をしたから、これだけの予算というか、増につながったんですよとか、そういう要因というか理由というのは何かあるんですか。

【柳田委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 ゼロカーボン補助金の周知方法でございます。こちら、まず、広報、ホームページ、これは通常どおりなんですけども、例えば税務収納課の資産税担当の家屋評価の際に、例えば私どもでお作りしたチラシを配ってもらったりですとか、もしくは環境課主催のイベントの際に、チラシを配るなど、こういった形で、いろいろな方法で周知のほうに努めてございます。以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 こちらの補助金というのが、例えば太陽光発電とか電気自動車、あとPHVとかの車を買ったときに補助金が出る形になっていると思うんですけど、実際、多分知らない人がかなりいるんじゃないかなと、個人的には感じるんですよ。なぜかという、これって調べてみると、実際ホームページからでしか知ることができない情報で、例えば、この町にあるディーラーさんに行って、そこで説明しているのかといたら、別に説明も絶対しないですし、もう少し、例えば……、あ、しているんですか。すいません。

例えば、中古屋さんに行ったときに、車を購入したときに対象になると。内容を見ると、例えば電気自動車だったら4年間の、残クレとかだったら4年間の方が対象ですとかいろいろ書いてあるんですけど、自分で取りにいかないとか知り得ない情報なのかなと思うんですけど、町で使っているLINEとか、中古自動車さん、ディーラーさんとかちゃんと説明してもらえると、あと、太陽光発電を販売しているような建築業の方とかに周知していただけるようなものがあれば不公平じゃない。要するに、知っている人だけが知っている、知らない人は補助を申請できないという状態にならないのかなと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

【柳田委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 事業者に対する周知についてのご質問でございます。実は、こちらの申請につきましては、事業者による代理申請というものを認めてございまして、かなり町内のディーラーさんには浸透しているのかなと。かなり代理申請も多く受けておりますので、浸透しているかなと感じております。

ただし、新村委員のお話のあった中古車は対象としておりませんので、そちらの個人的な問合せがあった場合には、要綱で未使用のものと定めてございますということで、申し訳ないですけど、お断りをさせていただいている状況でございます。

そのほか効果的な周知方法につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、環境経済部環境課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時45分です。

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、環境経済部農政課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 環境経済部、最後となります。農政課の予算審査になります。

説明につきましては西島農政課長が、また、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、農政課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は74、75ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費でございます。タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費は、農政課職員4人分の給料、職員手当、共済費でございます。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。

農業総務事務経費は、農業の健全な発展、農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金、補助及び交付金は神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料、4ページをご覧ください。

予算書は74から77ページになります。

農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県森林協会会費及び湘南梨品評会への負担金でございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。

タブレット資料、5ページをご覧ください。

農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物品評会及び農産物立毛共進会における商品代等でございます。需用費の消耗品費は、家庭菜園、町内4地区に開設し、185区画の貸出しを行うもので、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費と、遊休農地対策のために町とJAさがみ青壮年部が実施します、保育園児による農業体験のために使用するサツマイモの苗の購入費でございます。役務費は地域計画に伴う農地に関するアンケート調査対象約444人の郵送料でございます。委託料は、地域計画策定を行うもので、地域での話し合いにより農地一筆ごとの10年後の耕作者計画を記した目標地図の作成、地域農業の将来の在り方など、農地の集約化等に向けた取組を行う計画の委託料でございます。負担金、補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など、農業振興を図るため、9つの事業に対する補助金

等で支援をする事業でございます。主な増減理由は、備考欄に記載のとおりです。

また、詳細につきましては、タブレット資料の9ページをご参照ください。

タブレット資料5ページにお戻りください。下表の特定財源は記載のとおりでございます。

タブレット資料6ページをご覧ください。

森林環境整備基金積立金は、森林の整備及びその促進に関する施策に充てるため、国から交付される森林環境譲与税に譲与額が発生した場合、当該基金に積み立て、森林環境譲与税の本旨に沿った事業へ充当するものでございます。間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされており、森林環境整備や利用促進事業等へ活用するための積立金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

続きまして、4目農地費でございます。タブレット資料7ページをご覧ください。予算書は76、77ページになります。

農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした事務管理の経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会の負担金と及び湘南支部への負担金でございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

タブレット資料8ページをご覧ください。

農業生産基盤の整備事業費は、農業の生産性を確保するため、農業用排水路等の整備と維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を行うものでございます。需用費の消耗品は、工事や委託の設計積算に使用する設計図書等の購入費でございます。委託料は、農業用水路の除草、しゅんせつ、花川用水路の清掃などの維持管理を行う委託料でございます。使用料及び賃借料は、工事等の設計積算に必要な積算システム及び工事等の図面などを作成する新たなCADシステムを導入するための使用料でございます。工事請負費は、農業用水路の維持補修工事でございます。負担金、補助及び交付金は、神奈川県が事業を実施しております相模川左岸用水路の予防保全対策事業に対する県営左岸土地改良区負担金と、相模川左岸用水路の草刈りや補修等を行うための左岸維持管理負担金でございます。なお、負担割合につきましては、流域5市1町の受益面積割合で負担金にしております。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。

以上、農政課所管の令和6年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 5ページの農業振興対策事業費についてお尋ねします。

これ、負担金、補助及び交付金で、備考欄には新規就農者2人分、補助による増となっているんですが、この部分は県支出金で、町の予算ではないんですけど、新規就農者について、増えたんだと思うんです。だから、その点の理由はこういった点なのか、まず、お聞かせください。

【柳田委員長】 新規就農者が増えた要因とかそういうことですか。

渡辺副主幹。

【渡辺副主幹】 こちらの補助金の新規就農者の対象者が、今年は1名で、途中から2名に増えてまして、来年度についても、こちらのお二人の2名の継続分になります。

増えた理由につきましては、補助金を受けるためにはいろいろ要件がございまして、まず、認定新規就農者に認定されること、それから、補助を受けるための前年の収入と、あとは、営農計画書等のことがあるんですけども、こちらをクリアされた方が対象ということになります。これ以外にも、補助対象の方ではないんですけども、新規就農者の方もいらっしゃいます。

【柳田委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 今の補足説明をさせていただきます。

町では、新規就農者に対して、就農検討段階の相談等から農業定着まで一貫してサポートをしております。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 新規の方は認定していない方もいらっしゃるということで、増えているということが分かりました。

今、最後、補足でサポートと言っていたんですけど、具体的には、新規種就農者の方々について、どういったサポートをしていくのかということをお聞かせください。

【柳田委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 神奈川農業アカデミーなど関係機関等と連携し、新規就農の促進に努めております。以上です。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 8ページです。農業生産基盤の整備事業費のところで、これまで審査した中で、CADの使用が出てきたのはここが初めてかなと思うのでお聞きしますが、この後出てくるほかの課でもCADを使用していきますよということが備考欄に載っているんですけども、CADのシステムを導入することなので、これまでやっていた様々、図面起こしとか、そういったところが仕事内容が変わってくるのかなと思うんですけども、これ町として一括でこのシステムを導入して使えるかは、使えるような体制としてCADを入れていくという理解でよろしいのかどうかということと、CADを使うことによって、これまでやっていた仕事の内容が、どういった部分で軽減がされたりとか、効率性が生まれてくるのかについて、お聞かせいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 現在、寒川町では、CADなんですけども、フリーソフトで図面を作成し、業者さんとの、受注者とのやり取りを行っているんですけども、ここで互換性というのがもう出てきまして、有料版の、フリーソフトではなく、CADソフトで、他課さんも含め、予算化していくという流れです。以上です。

【柳田委員長】 どう改善されたとか、あと、仕事はどういった面でフリーソフトから互換性の問題があって、これを導入したことによって、どう仕事として改善したとか、効率がどのようになったかというところで。どういった効果を期待して予算を、というところがあると思うんです。

西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 最初から全部ご説明させてください。

国において、今の現在の積算システムから別のシステムへ移行というのものあるんですけども、工事等の図面などを作成するに当たり、新たなCADシステムを導入するための費用になります。

現在、多くの技術職員はフリーソフトなんですけども、Jw-cadを使用して設計図面等の作成を行っていますが、先ほどのフリーソフトであることから更新が不規則であり、最新のOSに対応し続ける保証がないことから、Jw-cadからの切替えを検討いたしました。そのことによって、受注者とのやり取りがスムーズに進む、また、寒川、関連する課とのやり取りも早く進む。フリーソフトを使っていたり、AutoCADというのを使っていたり、まちまちだったんですけども、そこで効率化が図れると思っております。以上です。

【柳田委員長】 あと、質問の中で、町として一括で入れているかどうかというところだったと思うんですけど。

西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 町として、財政課、言葉はあれなんですけど、頭となって契約し、各担当部署、使用する課で使用を行っていくというところなんです。以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 5ページの農業振興対策事業費について質問いたします。

その中で、地域計画策定に伴うアンケート郵送料、並びに委託料の皆増でございますけれども、国のほうでも令和5年から施行された地域プランでございまして、いつ、どのような形でアンケートのほうを行うのか、具体的にお聞かせください。

【柳田委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 この委託なんですけれども、地域計画という委託を発注する予定でございまして、そこで受注者と、今後、地域計画の策定業務のアンケート調査内容をお互い精査し、発送していくという今、考えております。以上です。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 今後の寒川町における農業の在り方について、大切な計画であると思っております。私の住む地域、倉見なんですけれども、今年度で生産組合が一つ解散するということがございまして、かなり農家さんの今後の事業の在り方についてというか、農業の考えについて、先が見えないということで、かなりの意見をいただいております。早急に、町として、農地並びに農業の在り方を決めていかないと、かなりの数で農地が放棄されることが懸念されておりますし、また、今も農地として確保されているところも、農作物が作られていないような土地も見受けられます。家庭菜園に貸しているとかも含めて、なかなか農業としての生産性が上がらないので、できていないんだということもございまして、かなり大事な計画であると思っております。

しっかりと今の444名の方の意見を全てお聞きした中で、町としてしっかりと、10年後、20年後の農業の在り方をやってもらいたいと思っておりますけれども、そこで、アンケートを来年取るとした中で、来年

以降、それを農政課として取りまとめていくと思うんですけども、その中で、農家さんに任せるんじゃないで、しっかりと町、また、JAさんの意見といたしますか、リーダーシップも取っていきながら、仕切っていないと、というのも、かなりご高齢者の方が多いのが実情でございます。お任せするのでは進まない部分があると思いますので、そこをしっかりと委託業者さんにも指示をした上で、アンケートを取っていただきたいと思いますけれども、その点について、町の考えをお聞かせください。

【柳田委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 委託内容なんですけれども、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画というのを定め、それを実現すべく、地域内部から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約等を進めるため、地域における農業の将来の在り方、農地をどう担っていくかを記した目標地図の作成を行います。

出席者メンバーなんですけども、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、農家代表の方、あとJAのほかを予定しております。地域、住民で、主導で計画を策定することになるんですけども、ワークショップ、打合せ、農家代表さんと協議を重ね、メンバーが集まって、自分たちが計画をつくり上げるという認識の流れから、思いや考えをできる限り聞いて、それを反映させる。地域計画をつくるというスタートではなくて、皆さんの思いや考えを地域計画としてまとめていくという発想で、重要だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村委員。

【新村副委員長】 それでは、私も5ページの農業振興の件についてお聞きしたいんですけども、今、寒川町で農業をやられている方がいらっしゃって、例えばスーパーに並ぶ農産物、そういう部分に関して、例えば寒川ブランドというか、寒川町でできた野菜とか果物とかをアピールするというか、ブランド力を高めるような仕組みというか、そういう動きかけと言うんですか、地産地消もそうですけど、外部にも発信するような仕組みとかそういうものって何か考えられていたりしているんでしょうか。

【柳田委員長】 渡辺副主幹。

【渡辺副主幹】 寒川のブランド力の向上ということの一部になるんですけども、例えば町の特産品のスイートピーがあるんですけども、こちらのスイートピーの出荷箱というんですか、箱のほうに寒川ブランドの『「高座」のころ。』の、それに基づいた箱を作成しまして、出荷するときにはそちらの箱を使用するとか、そういうことは主にやっております。

それから、わいわい市とかに出荷される農家さんにつきましては、それぞれ、町のほうでは特にはやっていないんですけども、生産者さん独自で、ポップの説明とか、その辺は作成していただいて、売上げのほうも既に上がっていると聞いております。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 先ほど今、スイートピーでしたっけ、箱のほう、オリジナルでつくられているというお話だったと思うんですけども、例えば、シールとか、例えば『「高座」のころ。』って町としておしているブランドだと思うんですよね。ブランドのシールを、例えば野菜とか果物とかに貼って、もっと振興、アピールしていくような、そういう声が農家をやられている方から上がってきているとい

うのが現状でして、何かそういうことは考えられたりしたり、検討したりとかはしていますでしょうか。

【柳田委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 今、委員のおっしゃっているアイデア関係を他課と共有を深め、進めていけたらなと思っております。以上です。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、農業委員会事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

西島事務局長。

【西島農政課長（兼）農業委員会事務局長】 これより、農業委員会事務局所管の令和6年度予算につきまして、審議をお願いいたします。

説明につきましては、事務局長の私、西島より、ご質問に対しては同席しております職員よりお答え申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

説明に当たりましては、予算特別委員会説明資料を基に、ご説明をさせていただきます。

予算書は74、75ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

職員給与費は事務局長を除く、農業委員会事務局職員2人分の給与、職員手当、共済費でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

続きまして、予算書は74、75ページになります。タブレット資料は3ページをご覧ください。

健全な行財政運営の確保事業費の農業委員会事務運営経費でございます。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名分の年間報酬でございます。報償費は、農政課が実施しております農産物品評会等の農業委員会会長賞として、商品代でございます。旅費は、全国農業委員会会長大会や各種農業委員研修等の委員の費用弁償及び事務職員の会議や研修会などの普通旅費でございます。交際費は慶弔等の会長交際費でございます。需用費は、農業委員と農業委員活動のための消耗品費でございます。役務費は、委員用のタブレット端末2台分の通信費と、利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は農地台帳システム保守委託料でございます。使用料及び賃借料は、農地台帳システムのソフトウェア及びパソコンのリースに伴うコンピューター借上料でございます。備品購入費は、農地台帳システム機器購入費でございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

以上で、農業委員会事務局の令和6年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、農業委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部道路課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、こんにちは。それでは、都市建設部の令和6年度予算のご審査をお願いいたします。

まずは、道路課からでございます。説明は勝又道路課長、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、増減理由等につきましては、備考欄をご参照ください。

タブレットの資料は2ページ、1目道路橋りょう総務費の職員給与費は、部長を含め、道路課職員10人分の給料、職員手当等でございます。

資料3ページ、道路橋りょう管理経費は、道路や水路の適正な管理を行うための事務経費で、旅費は職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、主に官民境界プレートやプリンタートナー、事務用品等を購入する経費、負担金、補助及び交付金は、道路管理に関する協議会等への負担金でございます。

資料4ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、道路用地や水路用地の適正な維持管理を図るための事業で、委託料につきましては、12ページの参考資料、最上段の表を併せてご覧ください。境界確認業務委託は、町が管理しております、道路及び水路の境界確定測量及び図面の作成委託料、複写機保守点検委託は、諸証明の発行サービスを行う図面複写機の保守委託料、道路台帳補正業務委託料は、道路法第28条の規定に基づく道路の管理図面作成、及び、そのデータを管理する道路台帳システム保守点検委託料、使用料及び賃借料は、図面複写機の借上料、なお、特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、資料5ページ、2目道路橋りょう維持費の道路橋りょう管理経費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態を保つための維持管理経費で、需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋等を購入する経費、光熱水費は主に街路灯の電気料等、被服費は、長靴等を購入する経費、役務費は、寒川駅のエレベーター、エスカレーターの運行管理に使用する光ケーブル通信料と、路上に廃棄された自動車の処分に伴うリサイクル手数料、原材料費は、道路補修用のアスファルト合材、側溝の蓋などの購入費、負担金、補助及び交付金は、寒川駅南口エレベーター、エスカレーターの電気料金負担金でございます。

6 ページ、道路橋りょう維持補修事業費は、道路施設の適切な維持管理を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、主に寒川町舗装維持修繕計画、橋りょう長寿命化修繕計画、道路照明施設計画書に基づき、計画的に道路施設の修繕や長寿命化を図るもので、委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料、上から2段目、また、工事請負費につきましては、13ページの下段の表及び14ページの箇所図、図面番号4から10を併せてご覧ください。

委託料の、道路調査委託は、令和7年度以降に予定しております新たな舗装修繕工事の計画策定に資する舗装済み路線の路面性状調査等委託料。道路橋りょう補修設計委託は、令和7年度に工事を予定しております、旭橋の橋りょう補修実施設計委託料、工事請負費は、舗装改良工事5路線、橋りょう長寿命化工事、6橋、及び道路照明工事、6基、また、道路施設の維持補修工事を行う安全対策急施工事、なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

資料の7ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態を保つための委託料等の事業費で、需用費の修繕料は道路照明修繕料等、委託料は、道路施設や水道施設の維持管理を行うための道路維持管理委託料で、詳細につきましては、12ページの参考資料、上から3段目の表1から13をご覧ください。

使用料及び賃借料は、道路用地として民地の一部を借りている借地料と、コンピューター借上料として、寒川駅エレベーター、エスカレーターのモニター監視システムリース料、工事請負費は、今回新規に予算を計上しました、寒川駅北口のエスカレーターを駆動させるチェーン及び踏み板を支えているステップローラー、踏み板というのは、皆さんがエスカレーターに乗るときのフラットになって、くるくるくる回る回っていくものです。そのローラーです。ローラーにつきまして、メーカー保守点検の際、劣化に伴い、交換が必要と指摘されたため、修繕工事を実施するものでございます。なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

資料の8ページ、3目道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう整備経費は、道路整備を実施するための事務経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、設計図面、印刷用インクカートリッジなどの消耗品や、積算に必要な参考図書等の購入費、使用料及び賃借料は、工事設計書を作成するための積算システム、及び、図面を作成するためのCADシステム使用料、負担金、補助及び交付金は、道路整備に関する協議会等への負担金でございます。

資料9ページ、道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路改良工事や歩道整備工事、及び、狹隘道路整備等を実施する事業で、工事箇所につきましては、13ページ上段の箇所表及び、14ページの箇所図、図面番号1から3を、また、委託料の詳細につきましては、12ページの最下段の表をご覧ください。

委託料の測量等委託は、大曲14号線及び、小谷交差点、用地買収に伴う地積測量等業務委託料、設計委託は、積算に必要な高額資材の価格調査業務委託料、狹隘道路後退用地に係る委託料として、道路後退用地等の測量分筆等委託料と、所有権移転登記等委託料。工事請負費は、大曲14号線改良工事にて用地買収が進んでいる区間につきまして、歩道設置工事を開始いたします。また、長年の懸案事項であります小谷交差点改良事業につきましては、大蔵宮山8号線改良工事にて、交差点西側の改良工事に着手いたします。そのほかに岡田宮山65号線改良工事。公有財産購入費は、大曲14号線及び狹隘道路後退用

地の用地買収費、補償、補填及び賠償金は、大曲14号線及び狹隘道路後退用地に伴う物件補償金等、なお、特定財源は、下記に記載のとおりでございます。

資料の10ページ、道路橋りょう維持管理事業費は、交通事故防止を図るため、道路反射鏡の新設や修繕、通学路等の交通安全対策や路面標示等の工事を実施する事業費で、需要費は道路反射鏡の修繕料、工事請負費は、道路反射鏡の新設工事及び交通安全対策工事、なお、特定財源は下記に記載のとおりでございます。

最後に、資料11ページ、歳入予算の説明でございます。財産収入の不動産売払収入は、利用していない水路等の払下げによる売払い収入を計上してございます。

以上で、道路課が所管いたします令和6年度の予算についての説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 4ページの道路橋りょう維持管理事業費の点で、委託料で境界確定業務委託料にて単価増と書いてあるんですけど、この境界線、そもそも境界線を測定する、今回の予算で予定している数というんですか、数字的なものを教えてください。

【柳田委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 境界確定業務委託につきましては、予算的には5件を計上しております。ただ、こちらに関しましては、申請が上がってきたものに対して行っていくものになりますので、あくまでも申請があれば行っていくということになりますので、今の時点で、この箇所をやっていくという想定はしておりません。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 知りたいのは、実を言うと、境界線をいろいろと自分も相談したことがあるんですけど、いろいろな事例があって、最短あるんだと思うんですけど、長いとか短いとか、大体、判断していくに当たって、確定する期間というのを早く、住民の方も相談された中で、早く確定して、町として何とかしていただきたいという相談があったので、確定する期間というのをはっきりさせる上でどうしていくのかということを、具体的な、本当は時間というのを言っていいただければいいんですけど、多分難しいと思うんです。いろいろな例があるので。なので、平均的に、平均的と言っても難しいですね。どちらにしても、どのぐらいかかるのか、期間的に最長どのぐらいかかるのか、やっぱりそこは住民の方に説明していかなくちゃいけないので、いろいろな問題で難しいと思うんですけど、その辺は大体目安としてどのぐらいの確定するまでの期間というのを、見解としてお聞きしたいんですけど、答えられる限りでいいので、お願いします。

【柳田委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 境界確定業務につきましては、非常にいろいろなケースがありまして、特段問題がないようなところにつきましては、大体立会いまでに3か月か4か月ぐらいというところで、ただ、私どものほうで調査をした段階で問題があるなというようなところにつきましては、法務局のほうに相談も

入れたりとかしているんです。

相談も入れていく中で、何回か法務局と調整をしたりとかして、線形を設定するというような箇所もあったりとかしまして、そういう箇所につきましては、お時間をいただくというような形にはなってしまっている状況なんですけども、私どもとしても、なるべく早く境界の、ご依頼をいただいたら、お示しできるようには努力はしているところではあるんですけども、なかなかいろいろなケースがありますので、ちょっとお時間いただいているところもあるのが実態でございます。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かにおっしゃるとおりで、非常に難しいのは分かって聞いているんですけど、その後、確定した後に対しての町の対応です。例えば、境界線を確定して、例えば相談を例を挙げますと、相談したのでご存じかとは思うんですけど、境界線は確定していないので、町の所有物である場所、提供した、その方が提供した場所が境界線としてはっきりしていないので、そこに雑草が生えて困っているという相談だったんですけど、そこを舗装するのに、理由としては境界線を確定していなかったからということだったので、その辺のところの、その後の確定した以降での対応ということを、町としてはどうやっていくかということを知りたいのと、あと一つ、1つ目聞くのを忘れちゃったんですけど、道路橋りょう維持補修事業費について、お尋ねしたいんですけど、道路5か年計画では、予定どおり道路の距離として、2キロと平準化しているじゃないですか。

今回、予算ベースでいくと、今回かなりの減額になっているじゃないですか。そこをなぜ、予算ベースでは平準化して計画を進めたほうが、住民の方々の要望が増えている中で、対応していけるんだと思うんですけど、予算ベース、距離ベースでいくと平準化して、予定どおり進めているんですけど、予算でかなりの要望があるので、道路を補修してくれというところが。だから、その辺は予算ベースでも平準化するべきだと思うんですけど、その点のお考えをお聞かせください。

【柳田委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 境界確定後の対応につきましてなんですけども、今お話のありました草刈り等、必要なところがはっきり町の土地だというのが分かったところに関しましては、速やかに必要であれば対応していっていると思いますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 2点目のご質問でございます。舗装維持修繕計画のお話だと思います。

委員おっしゃるとおり、令和6年度の予算につきましては、例年2キロ分の予算を計上しているところなんですけど、令和6年度につきましては、約70%ほどしか計上していないということでございます。というのは、先ほど説明したとおり、小谷の交差点の改良工事及び、大曲14号線の歩道設置工事というのが当初に予定しておまして、こちらのほうが予算が大分かかるということと、職員の人数も限られているところでございます。

こちらの設計と現場管理に時間を要するというので、本来であれば、100%の予算を計上したいところではございますが、そういった事情がございまして、当初の予算を少し減らしているという状況でございます。以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目の質問は分かりました。ぜひ速やかな対応、確定する間の、相談があったときには、ぜひそういった町の所有物であるわけですから、その辺の対応というのは、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今回、いろいろな事情があって、今回は、予算的には減額になってしまったということで、いろいろな事情、小谷の、そちらのほうがかかるといことですが、やはり要望があるので、確かに予算ベースでいくとなかなか難しいとは思いますが、予定は、距離的には2キロということ踏まえた上で、計画は予定どおり進んでいるというのは、同僚議員も、質問のときに順調ですよということは聞いてはいるんですけど、町民の方々、こういうところを直してほしいという要望があるわけですね。

だから、その点について、確かに予算的に難しい、限られた予算の中でやりくりするというのは理解できるんですけど、その辺のところの対応については、できないとはやっぱり言えないじゃないですか。道路、そういった事情があってできないということは言えないと思うんですね。だから、そこはしっかりと対応していただきたいと思いますけど、住民の方々から相談あったときに、その辺の点について、見解を最後にお聞かせください。

【柳田委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 舗装の修繕の計画におきましては、基本的には5年前に調査をした結果、計画に基づいて修繕をしているところでございます。

そのほかに、要望等がございまして、修繕計画に載っていないスポット的な舗装の傷みにつきまして、できる限り要望の現地を調査しまして、必要に応じて、補正予算等で対応していきたいと考えております。以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村委員。

【新村副委員長】 それでは、10ページになると思うんですけども、質問させていただきたいんですけども、まず、大曲14号線が歩道設置というか、きれいになるという予算が入っているんですけども、それ以外にも、たくさん歩道を設置しないといけない場所とか子どもたちの通学路になっていて、歩道がない場所とか、具体的に言うと、例えば大曲と中瀬の間の道路、すごく狭い道路で車が行き来していて、歩道を小学生が歩いていて中学生が逆方向に進んでいくんですね。岡田の中学校のほうに。そのときに、擦れ違うときに必ず中学生が歩道じゃなくて道路を歩いている状況というのが結構見受けられる。そういう道路が寒川町の中にもたくさんあると思うんですけど、そういう調査というか、意見を吸い上げて改修というか、やっていくような状況というのは今のところ、どんな形になっているんでしょうか。

【柳田委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 通学路の安全点検につきまして、回答させていただきます。

年1回、教育委員会のほうが主となりまして、教育委員会と私ども道路管理者、あと町民安全課、それと、交通管理者の警察と合同点検を実施しております。小学校が、寒川は5校ありますので、各5校で、そのときに一番、安全対策をしてもらいたい箇所をピックアップしていただきまして、関係者で現場立会いしまして、安全対策について検討しております。

大体、夏、7月ぐらいに合同点検を実施しているんですけども、その中で対策が決まりましたものにつきましては、なるべく年度内に安全対策の工事のほうを発注しまして、対策を済みにするというような対応を取っております。以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 今、お話しいただいたとおりだと思うんですけど、調査のところに関しては。実際に、具体的な部分で申し上げて申し訳ないんですけども、大曲と中瀬の間の道路を、多分今まで意見として、町民の皆様とか保護者の方から意見が上がってきていると思うんですけど、そういうのって上がってきているかどうかというのは、お分かりになられるんですか。具体的な部分で、本当はまずいんですか。

町長とかに関しても見に来たことがあって、町民とか自治会のほうからも意見を申し上げているというお話を聞いたんですよ。

【柳田委員長】 そういった中で予算に反映しているかということですね。

【新村副委員長】 そうです。そういう部分に関して、予算に反映して、この予算をつくられているのかどうかという部分です。

【柳田委員長】 栢沼技幹。

【栢沼技幹】 今言われている路線につきまして、やっぱり過去にこれの合同点検の中で、何か所か交差点で、危ないよというところでピックアップがあって対応している箇所になります。あと、合同点検以外も、小学校のPTAの校外さんになるんですかね、そちらのほうが主となって、各小学校を取りまとめしていただいて、毎年ではないんですけども、上がってくる部分がありますので、それはそれで、小学校から安全対策の要望が上がってきた箇所につきましては、同じように現場の確認をさせていただいて、対応を検討しているところでございます。以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 すいません。私が何度もしつこく申し上げて申し訳ないんですけども、結局、通学路に関しては、子どもたちの安全が第一じゃないですか。これだけ意見が上がってきて、改修されないと改善されないというのは、町としてどうなのかなというのが正直な意見なんですよ。本当、事故が起こってからじゃ遅い。今までいろいろところで、千葉とかでも事故が起こっていますし、いろいろところで事故が起こっているんですけども、事故が起こってからじゃ遅いので、しっかりと予算を組んでいただいて、道路を広げる、歩道をしっかり設置するとか、そういう部分を取り組んでいただきたいというのが、もう本当に思う部分なんですけど、これはもう要望で、ご意見をいただいたので大丈夫です。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部道路課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、13時半です。

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部下水道課一般会計の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、下水道課のご審査をお願いいたします。

説明は富田下水道課長、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 富田下水道課長。

【富田下水道課長】 それでは、よろしくお願いいたします。下水道課が所管いたします、令和6年度予算につきまして、ご説明申し上げます。説明に当たりましては、タブレットの説明資料に基づき説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰出金でございます。

タブレット資料06の2ページをご覧ください。

下水道事業特別会計負担金は、2億5,183万5,000円で、分流式下水道経費や水質規制負担金の減により、前年度に対して435万5,000円の減。

資料の3ページをご覧ください。

下水道事業特別会計補助金は、6,221万6,000円で、公共下水道使用料収入増により、前年度に対して9,329万8,000円の減。

資料の4ページをご覧ください。

投資及び出資金における下水道事業特別会計出資金は、2,993万6,000円で、雨水に係る建設改良費の減により、前年度に対して2,789万5,000円の減となり、繰出金の総額といたしましては、前年度に対して、1億2,554万8,000円の減となっております。

一般会計については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 今、説明していただいた、4ページ目の下水道事業特別会計出資金のことで、備考欄に雨水に係る建設改良費の減によるものということなんですが、そちらの減による詳細をお聞かせください。

【柳田委員長】 山本副技幹。

【山本副技幹】 雨水の建設改良費の減によるものの詳細なんですが、雨水に関しまして、工事や委託がございますので、その辺の毎年の年度の内容による減によるものとなります。

【柳田委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

他になればここで質疑を打ち切ります。

以上で、一般会計の審査を終わります。

続きまして、特別会計の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

富田下水道課長。

【富田下水道課長】 それでは、引き続き、下水道事業特別会計について説明申し上げます。

予算書の後段になります、タブレット資料271ページ分の235ページから下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、令和6年度における業務の予定量、第3条は、収益的収入及び支出を定めるもので、収入では、使用料及び一般会計からの負担金などを、支出では、事務、維持管理経費及び支払い利息などでございます。収入における第1款下水道事業収益は、13億5,067万3,000円を、支出における第1款下水道事業費用は13億4,444万円を予定額としております。

第4条は資本的収入及び支出を定めるもので、収入では、起債や国庫補助金など、支出では、建設改良費や償還金などでございます。収入における第1款資本的収入は3億7,922万7,000円を、支出における第1款資本的支出は、8億2,078万9,000円を予定し、差引き4億4,156万2,000円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定保留資金、並びに、当該年度分損益勘定保留資金を補填財源とするものでございます。

第5条の債務負担行為につきましては、寒川町水洗便所改造等資金貸付けあっせん条例に基づき、金融機関から融資あっせんを受けた借受人が、債務不履行を生じた場合の金融機関への損失補償を見込むものでございます。

第6条の企業債は、企業の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還の方法を定めるもので、内容は、3ページに記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金は、事業年度内に万が一、資金不足が生じた際の一時借入金の限度額を定めたものでございます。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用のうち、消費税に限り、流用ができることを定めたものでございます。

第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費と定めたものでございます。

第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から下水道事業特別会計への補助金の額を定めたものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計予算に関する説明書でございます。

7ページから9ページは、予算の実施計画でございますが、26ページ以降の下水道特別会計の収入及び支出の集計でございますので、後ほど説明させていただきます。

10ページをご覧ください。令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1年間の現金の動きを示す財務諸表で、業務、投資、財務の活動ごとに表したものでございます。

11から14ページは、給与費明細書でございます。

16、17ページは、予算書の第5条、債務負担行為に関する調書でございます。

18、19ページは、令和5年度末における令和7年3月31日の予定貸借対照表でございます。

22、23ページは、令和5年度末における令和6年3月31日の予定貸借対照表で、令和5年度末の予定資産、負債、資本をそれぞれ記載したものでございます。

お戻りいただいて、21ページでございますが、令和5年度末における令和6年3月31日の予定損益計算書で、令和5年度末の収益と費用を記載したものでございます。これより事業ごとの支出の説明に入らせていただきますが、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目が多く、その充当先も多岐にわたるため、収入とその内容について、一括して説明させていただきます。後ほど説明いたします支出の際には、資料の事業別支出収入予算の概要の下段に記載しております事業に対する収入科目等により、財源と充当先のご確認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の26、27ページをお開きください。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益、1目1節下水道使用料につきましては、汚水私費の原則に基づき、汚水に係る維持管理事業費、下水道使用納付事務委託、人件費、相模川流域下水道維持管理負担金、汚水の減価償却費、汚水の償還金利子などで充ててございます。

2目他会計負担金、1節一般会計負担金は、総務省繰出基準により、一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金は、雨水に係る維持補修事業費、流域下水道維持管理負担金、人件費、雨水の減価償却費、水質規制費負担金は特定事業所から排出される水質調査に係る委託や人件費、水洗便所等普及費負担金は、下水道への排水設備、接続に係る人件費になってございます。

4目1節受託事業収益のその他の受託事業収益は委託料に充ててございます。

5目その他営業収益、1節手数料の登録手数料は、指定工事店等の登録手数料、諸証明手数料は、下水道台帳発行手数料で、水洗便所等普及促進事業費に充ててございます。

2款営業外収益、2目他会計負担金、1節一般会計負担金につきましては、総務省繰出基準により、一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金については、雨水償還金の利息へ、臨時財政特例債等負担金については汚水償還の利息へ、分流式下水道負担金につきましては、経営で賄いきれない資本費分として繰入れ、同じく汚水償還金利息へ充ててございます。その他負担金は、職員の児童手当に充ててございます。

3目他会計補助金、1節一般会計補助金は赤字補填として繰入れしているもので、減価償却費へ充ててございます。

7目雑収益、1節雑収益の延滞金は、雑入が生じた際の科目設定で、雑収益は茅ヶ崎市から汚水流入分の使用料、一般管理費へ充ててございます。

8目長期前受金戻入、1節有形固定資産長期前受金戻入、及び、2節無形固定資産長期前受金戻入は、国庫補助金や受贈資産に係る収益化分として非課税収入。

第3節元金繰入金長期前金戻入は、臨時財政特例債等負担金の元金受入分に伴う収益化として、非現金収入。

3項特別利益、2目1節過年度損益修正益は、不測の収入が生じた際に備える科目の設定。

3目1節その他特別収益は、過年度の長期前受金戻入分などでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、支出でございます。

予算に関する説明書の28から31ページをお開きください。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費でございます。タブレット資料の061の2ページを

ご覧ください。下水道維持補修事業費は、下水道施設の維持補修に係る費用でございます。光熱水費は、水門やマンホールポンプの電気料。修繕費は、水門やマンホールポンプの修繕費。通信運搬費は、調整池ポンプ監視システムと水位等監視システムの通信費でございます。委託料は維持管理に伴う委託10件を予定しているものでございます。

各委託の概要につきましては、資料の24ページに記載のとおりでございます。

賃借料は、下水道施設用地の借地料、工事請負費は、維持補修工事3件を予定しているものでございます。

各工事の概要につきましては、資料の25ページに記載のとおりでございます。

材料費は、鉄ぶたや防護ぶたなど、及び、常温合材などの補修用材料の購入費、負担金は、雨水処理に係る茅ヶ崎市への負担金、補助交付金は、雨水貯留施設設置に伴う補助金でございます。

資料の3ページをご覧ください。下水道台帳管理費でございます。委託料は下水道台帳の管理に伴う委託2件を予定しているものでございます。委託の概要につきましては、資料の24ページに記載のとおりでございます。

資料の4ページをご覧ください。相模川流域下水道維持管理事業費でございます。

負担金は、相模川流域下水道の汚水処理に要する応分の負担金でございます。資料の5ページをご覧ください。水質規制事業費でございます。委託料は、相模川流域下水道維持管理要綱に基づく特定事業場の水質検査で、公共下水道や有害物質の流入防止を目的とするものでございます。

資料の6ページをご覧ください。水洗便所等普及事業費は、下水道への接続や雨水貯留を目的とする排水設備工事等に伴う補助金や利子補給でございます。

資料の7ページをご覧ください。職員給与費でございます。給与から賞与引当金繰入額までは管理担当職員7名分の人件費、報酬は下水道運営審議会委員の報酬でございます。

資料の8ページをご覧ください。一般管理費でございます。主に職員の作業用消耗品や公用車の維持管理経費でございます。委託料は、上下水道料金一括徴収や企業会計システム保守などの委託、5件を予定しているものでございます。

各委託の概要につきましては、資料の25ページに記載のとおりでございます。賃借料は、プリンターや会計システムの借上料、負担金は、日本下水道協会など加盟団体への会費や一般会計への事務経費負担金、公課費は、公用車の車検に伴う自動車税、自動車重量税、雑費は下水道使用料の過誤納還付加算金、貸倒引当金繰入額は、不納欠損見込み分の計上でございます。

資料の9ページをご覧ください。有形固定資産減価償却費でございます。

資料の10ページをご覧ください。無形固定資産減価償却費でございます。

資料の11ページをご覧ください。企業債利息の下水道債支払利息は、起債に係る償還金の支払い利息でございます。

資料の12ページをご覧ください。一時借入金支払利息は、予算書の第7条に定め、一時借入金が生じた場合の利子を見込むものでございます。

資料の13ページをご覧ください。消費税及び地方消費税は、消費税法に基づく消費税納付額でございます。

資料の14ページをご覧ください。過年度損益修正損は、過去に納付された下水道使用料の過誤納還付金を見込むものでございます。

資料の15ページをご覧ください。その他特別損失は、不測の支出に備える科目設定でございます。

資料の16ページをご覧ください。予備費でございます。予算に関する説明書の32、33ページをお開きください。資本的収入でございます。こちらの財源と内容を一括して説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1 款資本的収入、1 項1 目企業債、1 節公共下水道事業債は、汚水、雨水の整備事業費に充てるものでございます。流域下水道事業債は、相模川流域下水道建設事業負担金に充てるものでございます。

2 項出資金は、雨水公費の原則、並びに総務省繰上げ基準に基づき、一般会計から受け入れる繰入金で、雨水の整備事業は人件費に充てるものでございます。

3 項負担金、1 目他会計負担金、1 節一般会計負担金の臨時財政特例債等負担金につきましては、総務省繰入れ基準に基づき、一般会計からの繰入金で、償還金元金に充てるものでございます。

4 項補助金、2 目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で、下水道施設整備事業に係る委託や工事に充てており、国庫補助対象事業費の2 分の1 の補助でございます。

以上が、資本的収入でございますが、財源の充当先につきましては、先ほどの損益収入同様、事業費別支出収入予算書に記載しております、事業に対する収入科目等をご参照いただきたく、お願い申し上げます。また、資本的支出における予算に関する説明書、第4 条でご説明申し上げた、補填財源の充当がでございます。

予算に関する説明書は34、35ページ、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目管渠建設事業費でございます。

資料の17ページをご覧ください。下水道整備事業費は、市街化区域内の建設に係る費用で、手数料は、用地買収に伴う不動産鑑定手数料、委託料は、計画や設計に関する委託6 件を予定しているものでございます。

各委託の概要は、資料の26ページに記載のとおりでございます。使用料は、積算システムとCAD システムの使用料、工事請負費は、長寿命化対策工事や小動幹線枝工事など、6 件を予定しているものでございます。

各工事の概要は、資料の27ページに記載のとおりでございます。負担金は、県道掘削に伴う事務負担金でございます。補償費は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償費でございます。

資料の18ページをご覧ください。下水道調整区域整備事業費は、市街化調整区域の建設に係る費用で、委託料は、計画や設計に関する委託、1 件予定しているものでございます。

各委託の概要は、資料の26ページに記載のとおりでございます。

工事請負費は、管渠整備工事等2 件を予定しているものでございます。

各工事の概要につきましては、資料の27ページに記載のとおりでございます。

負担金は、県道掘削に伴う事務負担金でございます。

補償費は、工事に支障となる埋設物の移設に係る物件補償費でございます。

資料の19ページをご覧ください。建設総務費、職員給与費、給料から賞与引当金繰入額までは、整備

担当職員4名分の人件費でございます。

資料の20ページをご覧ください。一般管理費、旅費は、職員の出張旅費、消耗品は、設計や工事に係る参考図書や事務用品の購入費、印刷製本費は埋設シートの印刷代でございます。

資料の21ページをご覧ください。1目相模川流域下水道建設事業費の負担金は、流域下水道の建設に係る応分の負担金でございます。

資料の22ページをご覧ください。有形固定資産購入費は、可搬式ポンプ購入費でございます。

資料の23ページをご覧ください。企業債償還金は、これまでの起債の償還金元金でございます。

以上が、下水道課所管の予算に関する説明の内容でございます。

なお、資料につきましては、28ページ以降には、工事箇所図、普及状況、供用開始図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 予算書から質問させていただきます。寒川町下水道事業特別会計予算書の26ページの収入の下水道使用料について、お尋ねします。

これ、前年度と本年度を、本年度から前年度を割ると1.13になって、13%収入が上がるというふうに取れるんですけど、今回、4月から改定されるということで、その改定率というのと、下水道使用料のギャップというのはあるのでしょうか。お尋ねします。

【柳田委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 先ほど予算と令和6年の4月1日以降の使用料の改定の率と、今回、使用料として、予算の上げ幅といいますか、その差というのがどういうものかということだと思いますが、まず、使用料の改定率については、当時の検討した時点のときと、それにつけて、経費回収率100%目指しましょうという形で23%ということ、率をまず、設定しました。

その設定率については、審議会の中でいろいろと検討いただいた結果なんですけども、23%ということなんですが、今回、予算については、23%を計算した中でも、約9,000万ぐらいは増という形にしております。ですので、予算と実際の試算したときの数字の差額といいますか、基準となる元の数字が異なりますので、その分、イコールではないという形で予算のほうにはなっております。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 基準が違っているので算定も違っているということで、分かりました。

それと、これ、今、改定について、またお尋ねするんですけど、これは一般家庭も、企業も、今までは使用率によって違っていたんですけど、今回、その辺のところはどういうふうに変わっていくんでしょうか。同一ということはないですね。実際は上がる、改定されるんですけど、同一に改定というわけじゃないですね。その辺のところ、23%なんですけど、全部23%、企業も一般家庭も一緒なのかどうか、そこを確認させてください。

【柳田委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 使用料については、現行ですと、そういった、いわゆる大口といいますか、企業と一般家庭といいますか、そういった部分、差は分けておりませんので、全て同じ使用料の表に当て込んでおりますので、企業だからちょっと違う使用料を使うですとか、そういったものは設けておりませんので、現行では皆さん一律で23%と、使用料の改定率については23%ということにさせていただいています。以上です。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、予算書の第6条で、企業債について記述がありまして、下水道事業特別会計については、各年度、必要な起債の分を限度額として記載していると思いますけれども、ここに利率、5%以内としていますよとありますけれども、今、5%で起債するというのは考えられないんですが、来年度、起債を仰ぐ2億7,140万円の分の利率の想定としては、どうなっているのかというのが1点。

それから、町債残高が6年度末の想定で58億7,548万円となりますということでございますけれども、これ、いろいろな種類で起債を町債としていると思うんですけども、一番高い利率がどれぐらいあるのかというところをお聞かせいただいた上で、高い利率については、これまでも借換え等で対応してきたと思いますけども、そういったものは全て済んでいるという理解でよろしいのかどうか、その辺について、まず、お聞かせをいただきたいと思います。

要は、下水道料金が上がる中で、町としても、その財源確保については、しっかりとやっていますよということを、その辺についても説明責任を果たしていかなきゃいけないのかなと思うので、確認をさせていただきます。

【柳田委員長】 富田下水道課長。

【富田下水道課長】 すいません、先ほどのご質問に対してのことなんですけど、利率の関係というのは、今までの借りてきたもの全部なのか、それとも、ここ何年かなのか、そこら辺のご指示をいただければと思うんですけども。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 残っているものの利率の状況というのを知りたい。まず、年度末の起債残高って58億円ぐらいありますよね。この詳細まではいいので、例えば一番高い利率で、このぐらいの起債として残っていますよとかというのがあるのかどうか。もし分かるのであれば、大体平均的な利率として、このぐらいの利率で今、残していますよということがもしあれば。

【柳田委員長】 丹内主査。

【丹内主査】 申し訳ありません。ただいま、今、手元にそういった利率の関係の資料を持ち合わせていなくて、また改めて提出をさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

【柳田委員長】 あと、最初の質問のところで、2億7,000万のところの利率の関係というのはお分かりでしょうか。

丹内主査。

【丹内主査】 失礼いたしました。まず、初めの予算書にある利率、5%以内ということなんですけども、実際の想定利率ということなんですけども、こちらの実績値に基づいてということなんですけども、そち

らも改めて正確な数字をお伝えしたいと思いますので、併せてということをお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 分かりました。今年度の利息の支払いが8,000万ぐらいです。8,014万円ほどということと、それから今、残る起債分、58億円ぐらいを割り返すと、大体1.3%ぐらいだから、そのぐらいの利率で借りられているのかなと推測はするんですけども、ちょっと出していただければと思います。できれば総括までに用意していただけるとありがたいです。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。ないですか。

他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部下水道課の一般会計と特別会計の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部都市計画課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 それでは、都市計画課のご審査をお願いいたします。

説明は石黒都市計画課長、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和6年度予算につきまして、お手元のタブレット資料、都市計画課予算特別委員会説明資料によりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料2ページをご覧ください。

職員給与費につきましては、都市計画課、倉見拠点づくり課、都市整備課、計20人分の人件費でございます。

説明資料3ページをご覧ください。

都市計画事務経費につきましては、報酬は都市計画審議会委員の報酬、旅費は、都市計画審議会委員の費用弁償及び職員の普通旅費、需用費、消耗品は都市計画法令要覧と参考図書及び事務用品の購入、負担金、補助及び交付金は、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか4件への協議会への負担金でございます。特定財源につきましては、記載のとおりです。

続きまして、説明資料4ページをご覧ください。

耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的に、木造住宅やブロック塀の耐震化促進を行うものでございます。役務費は、大規模地震に備えた応急危険度判定士連絡網作成に係る切手代。負担金、補助及び交付金は、木造住宅の耐震診断をはじめ、耐震改修工事や建物の除却、沿道建築物の耐震診断、危険なブロック塀の撤去等を行う防災工事への補助金でございますが、令和6年度予算につ

いては、補助事業における見込み件数を増やし、一層の耐震化促進に取り組む予算計上とさせていただいております。特定財源につきましては、記載のとおりです。

説明資料5ページをご覧ください。

住居表示整備事業費でございます。需要費の消耗品につきましては、住居番号表示盤貼り付け用シール及びプレートの購入費でございます。

続いて、説明資料6ページをご覧ください。

都市計画基礎調査関連経費でございます。使用料及び賃借料は、都市計画業務に必要となる都市計画業務支援システム、GISの賃借料でございます。特定財源につきましては、記載のとおりです。

説明資料7ページをご覧ください。

空き家対策事業費につきましては、報酬は、空き家等対策協議会委員の報酬、旅費は、空家等対策推進協議会委員の費用弁償、役務費は、調査に要する郵送料でございます。

続いて、説明資料8ページをご覧ください。

線引き見直し事業費でございます。委託料は、令和7年度に行われる区域区分等の変更に向けての委託料でございます。

説明資料9ページをご覧ください。

都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、特定財源につきましては、記載のとおりです。

続いて、説明資料10ページをご覧ください。

公共交通充実促進事業費でございます。報酬は、地域公共交通会議委員の報酬、旅費は、地域公共交通会議委員の費用弁償、需用費、印刷製本費は、ダイヤ改正等、時刻表冊子の印刷代、委託料は、コミュニティバス運行委託に要する費用、負担金、補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議、ほか1件への負担金、また、寒川海老名間の路線バス維持対策事業負担につきましては、国の補助金算定期間に準じ、予算書6ページ、第3表に記載のとおり、令和6年度から令和7年度までの1年間を債務負担行為とするものでございます。

続いて、説明資料は11ページをご覧ください。

公園緑地管理経費でございます。主な内容は備考欄に記載のとおりです。委託料は、公園・緑道における樹木剪定や除草及び遊具の点検、トイレの清掃などの委託料で、17ページには一覧がございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。工事請負費は、宮山緑地ポンプ制御盤の改修工事で、資料18、19ページには、工事箇所図等を添付しておりますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。特定財源につきましては、記載のとおりです。

続きまして、説明資料12ページをご覧ください。

公園等協働事業でございます。報償費は、公園愛護活動団体への報償金でございます。特定財源につきましては、記載のとおりです。

説明資料13ページをご覧ください。

緑の保全・普及啓発事業費でございます。需用費、消耗品は、緑化フェアにおける配布用苗木等の購入費、負担金、補助及び交付金は、保存樹木、樹林所有者に対する助成金でございます。特定財源につ

きましては、記載のとおりです。

続いて、説明資料15ページをご覧ください。

国道整備促進事業費でございます。旅費は職員の普通旅費、負担金、補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか4件への負担金でございます。

続いて、説明資料16ページをご覧ください。

歳入でございます。国庫支出金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、対象事業の完了によるものでございます。諸収入は一之宮公園自動販売機電気使用料でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

岸本委員。

【岸本委員】 11ページの公園緑地管理経費の中で、寒川町公園には屋外のトイレ、2つありますけれども、その和式の数と洋式の数、その点についてお聞かせください。

【柳田委員長】 岸主査。

【岸主査】 さむかわ中央公園の外のトイレの便器の数、内訳なんですけれども、男性用の和式便器が3基、男性用の洋式便器が1基、小便器が3基、女性用の和式便器が5基、女性用の洋式便器が3基、身体障害者用の洋式便器が2基となっております。

【柳田委員長】 よろしいですか。今の数字の中で、場所別に言っていただけますか。あと、数字のほうは2回繰り返しいただければと思います。

石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 すいません。場所別ですけれども、公園の北側と南側に外のトイレがありますが、今、手元に、箇所ごとの数字は持ち合わせてありませんので、申し訳ありません。

【柳田委員長】 審査の上で必要な数字だと思いますので、審査の上で必要な数字となりますので、後ほどいただければと思います。あと、みんなのトイレのほうも、数字のほうよろしく願いいたします。

他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 では、4ページの耐震改修促進事業費について伺ってまいります。

まず、来年度予算の695万円によって、耐震診断、耐震改修工事、それぞれ何棟を予定されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。それから、この事業、住宅の耐震化進めますよということなんですが、逆に言うと、非耐震化の住宅を減少させるというような目的と捉えてよろしいのかどうか、その辺について、見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、実際、これ総合計画の実施計画の中でもうたわれておりますけれども、住宅の耐震化率については、令和3年度目標値90%に対して実績値が89%、令和4年度については、目標値91%に対して実績値が89%、令和5年度の目標値は92%、実績値については、これから出てくる。それから令和6年度、目標値93%としておりますけれども、実際、実施計画の目標値をクリアするためには、あと何棟の

非耐震化住宅が減少しなければいけないのかというところの見込みを教えてくださいませんか。

【柳田委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 まず、1点目の予算上の件数であります、耐震診断につきましては、予算上、耐震診断事業の補助金につきましては、予算上5件を見込んでおります。耐震改修工事につきましては、予算上2件を見込んでおります。また、危険ブロック塀の除却等の工事につきましては、15件を見込んでおります。

それと、2番目の非耐震化を減らす目的、減らすような形で考えているのかということでありますが、現状、非耐震化の建物を減らしていくというような形で考えております。

3番目の実績値、いわゆる、実施計画の目標達成に、あと何棟必要かという部分でございますが、少々お待ちください。

【柳田委員長】 暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 すいません。実施計画の達成にあと何件かという、何棟かという部分につきましては、後ほど数字を出させていただけたらと思います。すいません。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今お答えできないということであれば、しょうがないと思いますけれども、総合計画、町の一番上位計画、その中の実施計画の中に、住宅の耐震化率ということで目標値設定してありますよね。当然、担当課としては、今、町内にある非耐震化の住宅が何棟あって、どれぐらい減らすことによって、この目標値を達成するかということは把握すべきだし、今、計算する話じゃないかなと思っています。

その上で、例えば、あと、今回、来年度の予算で予定している住宅の改修2棟を予定していますが、この2棟の改修が終われば93%が達成できますよということが分かれば、それで、この事業としては完了するんだと思うんです。ただ、そんなわけないと思っておりまして、そうであるならば、ちゃんと棟数の把握はするべきだと考えます。そうじゃないと、この目標値については、庁内の中でしっかりと決めた上で、職員として寒川町の住宅の安全を確保していくためには、この目標値が必要だということでやってきているので、そこは担当課としては、しっかりと押さえていただきたいと思います。

それと、耐震化率の表現については、これまでも幾つかの場面で質問があったかと思いますが、これは全国的な表記の問題もあるし、県の様々な計画等についても、耐震化率としての表記というふうにされているんですけども、実際、今、寒川のように新しい住宅がどんどん建っている中では、当然、新しい住宅は耐震化が済んでいる住宅としてカウントされますので、要は古い、耐震化が済んでいない棟数が変わらなくても、新しい住宅が増えていけば、自然と耐震化率というのは上がっていくということになるんです。なので、その表記だと非常に分かりづらい。ただ、目標値として、こうやって耐震化率の目標値として、これはこれで必要だと思うんですけど、寒川町独自として、町の安全性を確保する上では、要は、非耐震化の住宅を何棟減らすんだというような目標値もしっかりと設定しないと、実効

性に欠けるという思いが私の中にはあるんですけど、その点についての、現状の見解をお聞かせいただければと思いますけれども。

【柳田委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 ただいまの耐震化率の捉え方という部分でございますが、まさに黒沢委員おっしゃるとおり、耐震化率という数字にいたしますと、新しい住宅が、いわゆる分母の数が増えると率も自然と、非耐震の建物が、現状の数値のままでも耐震化率の数値が変わっていくという現状がございますので、総合計画の指標につきましては、第2次実施計画の策定が始まるときに、第2次実施計画のときの指標として、耐震化率だけではなくて、それが非耐震化を図っていくような取組が見えるような指標を設定させていただきたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。

他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 同じく4ページの耐震化促進事業費について、黒沢委員が、ほとんど詳しいことを聞いたんですけど、今回、単純にですけど、予算を増やしたということの理由というのをお聞かせください。

【柳田委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 今回、耐震の予算を増やした理由といたしましては、いわゆる今年発生しました能登半島の地震がございましたが、それによって、町民の皆様も非常に地震ですとか、耐震というものに関心を示している時期であると捉えまして、6年度予算においても、それらを一層推進していくという取組をしていくというようなことで予算を増やしております。以上です。

【柳田委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 それでは、11ページの公園緑地管理経費のことについて、3点お聞きしたいんですけども、まず、1つ目が、中央公園の件です。横の中央公園の、以前、同僚議員のほうから中央公園の管理についてお伺いしていると思うんですけども、その中で、公園には美観を損ねるものについては修繕していくというお話が、前はあそこの築山のところだったと思うんですけども、それで、修繕していくという話だったと思うんですけど、公園の外周に、歩道にパイプによる柵が設置されていると思うんですけども、あれは正直景観上、あまりよくないものだと思うんですけども、その点に関してのご見解という部分が一つ。

もう一つが、公園内の自転車の乗り入れについて、きちっと駐輪場に駐輪するように周知をお願いしていると思うんですよね、そのときに。確かに注意灯が設置されているんですけども、先日、多分、もうこの時期になっていると学校が短縮したりしていて、公園内のランニングコースを全速力で走っているような自転車とかが結構見えるんですけども、この件についてどのようにお考えでしょうか。

あと、もう一つです。一之宮公園のほうに関してなんですけど、管理棟についてお聞きします。一之

宮公園には管理棟に集会場があるんですけども、そこは地域の方々の交流の場になっているんですけども、ここを委託して管理をされていると思うんですけども、施設利用に関してどのようになっているか、その3点をお教えてください。

【柳田委員長】 石黒都市計画課長。

【石黒都市計画課長】 まず、1点目のさむかわ中央公園の外周にあります、パイプがあるという部分でございますが、あのパイプにつきましては、過去にいわゆる外側から自転車の乗り入れ等が、夜間ですとかされてしまうことがあったことがありまして、それらの防止というところで、早急に当時、ああいうような形での実施をしたところでございます。

現状も、そのままという形になっておりますが、担当としまして、確かに美観という意味合いでは損ねているという部分は感じております。当時のいわゆるオートバイや自転車の乗り入れ防止というような機能は有しておりますが、美観を損ねている部分もありますし、寒川のある中央公園という部分もありますので、何らかの手だてはしていきたいというふうな形では考えておりますが、今後、公園につきましては、町内全体の公園の、いわゆる長寿命化計画というようなものを、今後検討してまいりますので、その中で、中央公園の外周の柵の在り方も含めて、検討していきたいと考えております。

続きまして、2つ目の自転車の乗り入れにつきましては、自転車自体は駐輪場に置くようにということで、乗り入れ禁止という形で行っておりまして、入り口については、自転車が入れないような柵を設置してあるんですけども、それでも、どうしてもどこかしらから入ってしまう部分があるので、特に、未成年などにおいては、自分たちが遊ぶ場所、芝生のところまで直接乗っていってしまうような姿が見受けられておりましたので、昨年、入り口のところに、園路の上に、立て看板といいますか、高さ1メートル前後の立て看板を設置させていただきまして、若干、その影響もあって減ってはきているんですけども、現状、委員おっしゃるように、走っている姿が見受けられますので、私たちも日頃公園のほうには出向いておりますので、その都度、子どもたちに対して身振り手振りで、自転車は乗らないで引いてくださいと、自転車置場に置いてくださいというような啓発を繰り返しているというような現状でございます。

3つ目の一之宮公園の管理棟に、いわゆる集会室と呼ばれて、地域の方々が使っている部屋がございます。現状としましては、和室が2部屋、洋室が1部屋あり、それらを集会室と呼んで、地域の方々に一定の使い方のルールを決めて使っていただいております。そのルールが、従前より、古くからあったんですけども、ここで、かなり古いままとなっておりますので、昨年の末ぐらいから今年にかけて、改めて、ルールの見直しというのを行いました。

いわゆる使い方のルールに基づいて、今年の2月から見直したルールで、また、利用をいただいておりますが、見直しに当たっては、やはり地域の自治会活動で使うことが多かったので、使われている自治会長さんにも事前に相談させていただきまして、自治会活動に支障のないような形のルールという形での調整した上で、今年の2月から、また、そのルールに基づいて利用いただいているという状況ではございますが、何分そこで全てがカバーできているものというものでもありませんので、今後も利用者ニーズというようなものをお伺いしながら、適正な維持管理、いわゆる施設管理の適正規模

の中で、利用者ニーズに即した形の見直しを随時行っていきたいと考えております。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 そうですね。柵に関しては、多分すぐに直してくださいといっても直すというのは難しいと思うんですけども、周りの木とかも25年ぐらいたっているはずなので、大分木のほうも成長していて、柵自体を取り払うことはできないかもしれないけど、周囲の美観を損なわないような柵に変えるかなどの検討をいただければと思います。これはもう要望です。

2点目、中央公園って大人も子どもも幼児もみんな利用する公園になるので、学校を例えば巻き込んで周知を図るとかそういうことが必要なのかなと思います。特にランニングコース、本当に全力疾走の自転車と歩行者が中でぶつかってしまった場合、もう大けがじゃ済まない場合もあると思うので、そこに関しても、要望なんですけど、周知していただければと思います。これも要望です。

最後の3つ目の一之宮公園に関しては、一之宮公園の利用希望が、地域の方々、今おっしゃったとおりあると思うんですよ。公共施設の多機能化と多目的化を目指す中で、公園管理も公園機能と有機的に機能させることで、町民の皆さんにとって真に必要な基盤となると思いますので、その点を含めて、現在ルールがあるって、最近改定されたということなんですけども、管理棟の運営について、現在のルールに基づく運営について、町民の声をしっかり聞きながら、変えられない、変えるというのは、最近変えたばかりなんですけども、意見を聞いていただければと思いますね。

これも要望なので、以上になります。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部都市計画課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時55分です。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部倉見拠点づくり課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 こんにちは。これより都市建設部、4課目であります、倉見拠点づくり課の令和6年度予算の説明をさせていただきます。

説明につきましては鈴木倉見拠点づくり課長、質疑につきましては、出席職員にて対応させていただきますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 それでは、倉見拠点づくり課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料により、ご説明いたします。

タブレット資料2ページ、ツインシティ倉見地区整備事業費については、東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。

8節の旅費は職員の普通旅費です。11節の需用費は、まちづくりニュースの郵送料です。12節の委託料は、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査委託料で、まちづくりの検討に当たっての基礎資料を

作成するため、神奈川県と共同で行うものです。18節の負担金、補助及び交付金は3件で、ツインシティ整備調整協議会負担金、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会負担金、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金の3件でございます。

続いて、下表をご覧ください、本事業費の特定財源でございます。ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査、神奈川県負担金は、先ほど申し上げた県と共同で実施する調査費用の2分の1を神奈川県が負担するもので、委託料へ充てております。

次に、タブレット資料3ページ、東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。本積立金は、寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅設置に要する資金を積み立てるもので、令和6年度は、預金利子を含め5,002万4,000円を計上しております。

続いて、下表をご覧ください、本基金積立金の特定財源は、利子分で、記載のとおりでございます。なお、令和6年度末の基金積立額は、8億2,046万9,000円となる見込みでございます。

最後に、タブレット資料4ページ、令和6年度休止及び廃止事業でございます。都市基盤整備事業基金積立金については、基金見直しに伴い、昨年10月末をもって当該基金が廃止されたことによるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 では、2ページのツインシティ倉見地区整備事業費の中で、説明の中で神奈川県と共同で調査を実施しますよということございましたけれども、もう少しこの調査の内容の詳細と、それから、調査することによって今後の倉見のまちづくりにとって、こういったことに役立てていくのか、その辺についてお知らせいただきたいのと、それから県との負担率なんですけど、これ予算書ベースで見ると、1対1、2分の1、2分の1で負担するのかなという感じがするんですが、その辺の負担率についてお知らせをいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 こちらの委託事業についてのご質問でございます。

今現在、地元にお示ししているのは、大まかな色塗りのゾーニングであったり骨格道路、そういったものを土地利用とか骨格道路、そういった部分でお示ししておりますが、今後は、より精度の高い図面をつくっていく必要があります。そのための準備作業ということで、これらを、駅設置が決まってからするのではなく、先んじて、今の段階から進めていきたいということで、今回計上させていただいているものでございます。

内容につきましては、まず、大きく3つに考えています。事業方針の検討、それから実態調査、それから現況測量、こういったものを来年度は行っていきたいと考えています。この先、こういった詳細な図面をつくり上げて、地元にならにお示しして合意形成につなげる、そういったものにしていきたいと考えております。

費用負担につきましては、ご質問のとおり、神奈川県と、半分ずつ負担するという形で予定をしてお

ります。以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 調査の内容については、分かりました。ありがとうございます。

負担率が2分の1ずつってどうなのかなと感じちゃうんですけど、そこはもうしょうがないのかもしれないんですけど、どうなんだろう。もうちょっとどうにか、県さん頑張ってもらっていただけなかったのかなという思いがあるんですけど、その辺の負担率の根拠となったものとかがあれば、こうこう、こういう理由で2分の1ずつですよといったものが県との話合いの中であったのかなかったのか、また、こういう状況であれば、2分の1で致し方がないという判断に至ったのかその辺について、お答えできる範囲でお答えいただければと思いますが。

【柳田委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 こちらの費用につきましては、まだ未確定な部分というのが多くあります。そういった中で、まずはシンプルに、2分の1ずつを負担し合っていこうということで、神奈川県と協議をさせていただいております。以上です。

【柳田委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 3ページの、東海道新幹線新駅整備基金積立金について、根拠という観点から聞いていきたいと思います。

そもそも寒川町の新駅が決まったのが何年で、今、何年たっているのかということと、積立てが始まったのは何年からかということをも、教えてください。

【柳田委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 いつ駅が設置になったかということと、基金のスタート時期のご質問でございます。

駅については、皆さんもご存じかとは思いますが、平成9年に決定したというものになってございます。

次に、東海道新幹線新駅整備基金については、平成11年度から積立てのほうでスタートしているといった形になります。以上です。

【柳田委員長】 平成9年からというところですね。青木委員。

【青木委員】 平成9年から始まって決定して、もう二十何年かな、その後、2年後には積立てが始まったということでした。今、8億2,000万ほど貯めて、積み立てているということなんですけど、これについて、幾ら貯める、積み立てるかというのは、目標とかというのはございますか。

【柳田委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 積立金につきましては、今後どれだけ事業費がかかるかというのが、まだ未確定な部分がございます。平成9年当初、新駅誘致地区が寒川町倉見に決まった当初、そのときには約250億かかるのではないかと。そして、神奈川県が、少なくともその3分の1は負担しますという話はあります。

その先の総額であったり、費用負担については、これから期成同盟会で議論がなされていくものと捉えています。実際、そういった状況の中で、今の段階で、具体的に幾らというのは、明確にはできないところなんですけど、年度間の負担の均衡、偏重を極力来さないように、予算の範囲の中で、担当課としては積立てをしていきたいと考えています。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 未定で、予算範囲内ということなんですけど、未確定な部分を予算化するというのは、ちょっと違うんじゃないかなと、自分の感想なんですけど、その点についての見解をお聞かせください。

【柳田委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 繰り返しの答えになってしまうかもしれませんが、年度間の偏重というのは、来さないようにすべきと考えております。そういった中で、来年度から、こちらについては具体の全体の事業費を明らかにする取組を行っていきたいと思います。今、前段のご質問でお答えさせていただいた委託料、その部分についても、その一つと考えています。

これから、駅の設置の費用であったり、そういったところも一つずつ、どんどん明確にしていくべきものであると捉えています。その中で、最終的な負担というものが決まってまいります。以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 2ページのツインシティ倉見地区整備事業費の中の役務費についての質問ですけれども、今回はまちづくりニュースの発行数を増やすということで、今までに増して、倉見のまちづくりの事業を多くの方に知ってもらおうというすばらしいことだと思いますけれども、その一方で、アナログ的なといいますか、例えば町の掲示板だったりとか、そういったところを、お店だったりとか、普段目につくようなところにも、そういったまちづくりニュースというか、そういった契機があるということを張っていくと、また広がりもあるのかなと思ってまして、ポスティングされているものを見るという方もいらっしゃるけれども、ふだん目につくところにそういった掲示があって、倉見のまちづくりがこういうような状況があるんだと、今度こういう説明会があるんだということも知ってもらうこと、メルマガやLINE通知とともに、アナログ的な掲示板などの利活用というの、一つ考えられるなどと思っていますけれども、その点についての、協議といいますか、担当内での話し合いをされたのかどうか、それについてお聞かせください。

【柳田委員長】 鈴木倉見拠点づくり課長。

【鈴木倉見拠点づくり課長】 まずは、面整備検討区域、約63ヘクタール、そして、新駅周辺整備検討区域、約24ヘクタールの地権者の方々と、それを取り巻く倉見の周辺の方に情報をお伝えしたいと考えています。そこで、24ヘクタールの中は、現在はポスティングであったり、それ以外の区域の方につきましては、地権者さんには郵送していますし、あとは、ここで、町公式LINEアカウントで、区域外の方にも、まちづくりニュースを発行しましたというお知らせ、それから、メルマガということで、ご希望いただいた方にも情報のほうはお伝えしているところでございます。

それ以外の周知方法については、確かにおっしゃるとおり、アナログといいますか、そういったもの

での手法というのも一定程度の効果があるのかなと思っています。区域内については、今、ポスティングで配布して、紙媒体を見てもらうということで、その情報をお伝えしているところですが、それ以外の地区の方につきましても、これから検討していくべき課題かなと認識しております。以上です。

【柳田委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

他になれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部倉見拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【新村副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、都市建設部都市整備課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

飯田まちづくり担当参事。

【飯田まちづくり担当参事】 続きまして、都市建設部、最後となります都市整備課の令和6年度予算の説明をさせていただきます。

説明につきましては飯尾都市整備課長、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 それでは、都市建設部都市整備課所管の令和6年度予算につきまして、ご説明させていただきます。

タブレット資料は4分の2ページをご覧ください。

田端西地区まちづくり事業費であります。圏央道寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区において、新たな産業集積拠点としての整備を実施している寒川町田端西地区土地地区画整理組合に対して、公共施設の整備に係る費用などについて助成金の交付を行うものでございます。

8節の旅費は、国や県などの関係機関との協議等への出席に伴う職員の普通旅費、10節の需用費は、土地地区画整理組合に対し、支援に必要な参考図書の購入費でございます。18節の負担金、補助及び交付金ですが、土地地区画整理組合の事業費のうち、道路・公園などの公共施設整備費に関する工事費などについて助成金の交付を行うものでございます。増減の理由は備考欄のとおりです。また、特定財源でございますが、下表のとおりとなっております。

次に、タブレット資料4分の3ページをご覧ください。

市街地整備事務経費でございます。これは市街地整備担当として、事務を行うに当たり必要な経費となっております。12節の委託料は、寒川駅北口地区土地地区画整理事業が完了したことにより、当該事業が国庫補助金を受けていたことから、国土交通省所管の公共事業の事業完了後の事後評価実施要領に基づく事後評価を行うための資料作成の委託料です。13節の使用料及び賃借料は、技術吏員のパソコンのCADソフト使用料です。それぞれ増減の理由は、備考欄の記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料4分の4ページをご覧ください。

歳入予算なんですけども、都市整備課が所管してございます町有地にある電柱の土地の使用料として、行政財産使用料を計上してございます。

以上で都市整備課所管の令和6年度予算につきまして、説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

柳田委員長。

【柳田委員長】 2ページの田端西地区まちづくり事業費の負担金、補助及び交付金の部分で、今回、予算の歳出の中で、まだ決算とか確定しないかもしれないですけど、その中で確定しない部分もあるんですけど、今までの、今回、これ支出がされれば助成しなければならないうちの何%ぐらい、今、支出が助成するという形になるのか、お伺いします。

【新村副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 今回の、令和6年の予算まで、もし支出するとすれば、仮定になってしまっ
てございますけども、全体が何しろ事業費、62億1,800万のうち、町の助成が半額の31億900万を助成し
なきゃいけないうち、令和6年度まで、これ進みますと、30億2,106万円で、助成率としては、全体の
97.17%まで進むことになります。以上です。

【新村副委員長】 柳田委員長。

【柳田委員長】 令和6年度の予算を算出する上で、97.1%に、ほぼなっていくところの中で、
予算に係るのか、企業の選定とか、そういったところって6年度のうちにということなんですか。そ
れとも、まだという話なのかということ、もし答えられれば、範囲でお願いします。

【新村副委員長】 飯尾都市整備課長。

【飯尾都市整備課長】 企業の選定、ここの部分については、寒川町の助成金額がかなり大きな金額
を投入してございますので、その辺、確かにそここのところ、重要なところになってくると思います。こ
この部分については、組合事業としてご存じのとおり、業務代行者として大和ハウス工業がここは入っ
て、土地区画整理事業を進めている中で、企業の部分については、基本的には、大和ハウス工業のほう
で募集していくという形にはなります。

その中で、基本的には事業の進捗の中で、一番メインとなる大きな街区、6街区という一番大きな面
積の街区が、恐らく今年度末ぐらいには土地の使用収益が開始していくのかなという流れになってきま
すから、そこから一応建築の、大分進めているとは聞いているんですけども、そこから建築確認等、あ
る程度できれば、当然そこから企業の募集、その中で事前に、どうしてもそこに進出したい企業であれ
ば直接、事前にどんな具合かという形で問合せいただいている部分もございますので、組合のほうに引
き続き、情報提供しながら、企業については支援していきたいなと思ってございます。以上です。

【新村副委員長】 柳田委員長。

【柳田委員長】 今、説明していただいた中でスケジュール感とか分かりましたので、その中で、例
えばなんですけど、今、町としては、財政推計というものを令和6年度中につくっているところなわけ
で、その中で財源の確保の部分で、田端という部分が一番大きな部分、固定資産税の部分でも占めてく

ると思いますので、その中で順調にうまく決まって、財政推計の中でうまくかみ合えばなと思いますので、順調に事業を進めていただければなと思います。以上、意見をお願いします。

【新村副委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部都市整備課の審査を終わります。

暫時休憩といたします。

【新村副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、会計課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

徳江会計管理者（兼）会計課長。

【徳江会計管理者（兼）会計課長】 これより会計課が所管いたします令和6年度予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明については私が行いまして、質疑につきましては、私と隣にいます、三枝副主幹とともに対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って失礼させていただきます。

それでは、令和6年度予算のご説明をさせていただきます。

予算書は48、49ページ、上段の2款総務費、1項総務管理費、5目会計管理費でございます。タブレット資料は、100番の会計課、2ページをお願いいたします。

こちらは会計課における事務経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。10節需用費の印刷製本費は、各課で使用する封筒の印刷代でございます。増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。11節、役務費につきましては、金融機関への郵送料と、税や保険料などの口座振替データの伝送に伴う金融機関への手数料、並びに、一部税の金融機関における窓口収納手数料及び指定金融機関への振込手数料等ございまして、6年度から新たに発生するものであり、増額となっております。窓口収納手数料につきましては、令和6年4月から町県民税特別徴収分について、金融機関窓口においてお支払いをいただく際に手数料がかかることとなり、金融機関に負担するものでございます。振込手数料につきましては、令和6年10月から一部公金等の振り込みに際して、手数料の対象となったことに伴いまして、指定金融機関等に負担するものでございます。12節、委託料につきましては、口座振替データを各金融機関へ伝送するための運用費用でございます。増額の理由は、備考欄に記載のとおりとなっております。18節、負担金、補助及び交付金につきましては、指定金融機関であるさがみ農業協同組合の役場派出所業務に対する負担金でございます。

次に、会計管理事務経費に対する特定財源でございますが、下表に記載のとおりとなっております。続いて、歳入の一般財源でございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。予算書は32、33ページ、中段で、16款財産収入、利子及び配当金の株式等配当金でございます。

地方債であります神奈川県債を購入いたしまして、その配当金として4万3,000円を見込んでございます。

続いて、予算書は34、35ページ、中段で、20款諸収入の預金利子でございます。

会計課で管理しております資金を定期預金にすることにより、利子を得ているもので、令和6年度も3,000円を見込んでございます。

以上で説明を終わります。審査のほどよろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

それでは、質疑がないようですので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、会計課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【新村副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

伊藤書記長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長】 それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和6年度の予算のご審査をお願いいたします。

説明につきましては、私、伊藤が行い、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

説明につきましては、タブレット資料の110、選挙管理委員会事務局の予算特別委員会説明資料によりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットの説明資料は6分の2ページをご覧ください。

職員給与費です。こちらは事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費です。なお、職員給与費で総額は1,529万2,000円としており、財源は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料の6分の3ページをご覧ください。

事務局経費でございます。こちらは、選挙管理委員会の運営や事務局に係る経費です。報酬は、選挙管理委員4名、及び委員補充員4名の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰に係る記念品代、旅費は、職員の会議等出席のための交通費です。交際費は、委員長の慶弔費で、事業費の消耗品費は、選挙関係の法令集等の追録代や参考資料の購入費です。役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、負担金、補助及び交付金は、湘南地区の四町で組織する湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金です。なお、本経費に充当している特定財源については、下表のとおりとなっており、7,000円を本経費の役務費に、在外選挙人事務に係る郵送料として充てています。この特定財源を、本経費121万3,000円から差し引いた120万6,000円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は6分の4ページをご覧ください。

選挙常時啓発事業費でございます。こちらは、選挙啓発や明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費です。旅費は、職員の会議等への参加旅費、負担金、補助及び交付金は、寒川町明るい選

挙推進協議会への補助金です。なお、本事業費は総額で5万8,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は6分の5ページをご覧ください。

町議会議員選挙経費でございます。こちらは、令和7年2月24日任期満了となる町議会議員選挙に係る経費で、皆増となります。報酬は、投票管理者、投票立会人、選挙長、選挙立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び選挙事務補助として雇用する会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務や期日前投票事務、投開票事務等に係る事務従事者の時間外勤務手当等、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料、及び、職員共済組合の負担金です。報償費は、ポスター掲示場設置場所及び選挙公報の音声版作成への謝礼。旅費は、選挙事務に関する職員等の出張旅費、及び、会計年度任用職員の通勤手当です。

需用費の消耗品費は、選挙事務用物品や参考図書、候補者、当せん者用物品等の購入、燃料費は、投票所に設置するストーブ用の灯油代、食料費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券、投票用紙、選挙公報等の印刷代です。

役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料と投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料など、委託料は、ポスター掲示場設置及び撤去委託料、選挙公報全戸配布委託料、投票事務、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料、及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料です。

使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、投票所用のストーブ借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料、及び、コンピューターや周辺機器の借上料です。

負担金、補助及び交付金につきましては、選挙公営負担金として、選挙運動用はがきと寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づいて、選挙運動に使用する自動車やその燃料、運転士にかかる経費、ビラ及びポスターの作成に係る経費の一部を町が負担するためのものです。なお、本経費は総額で3,816万7,000円としておりますが、財源は全て一般財源でございます。

最後に、タブレット費用の6分の6ページをご覧ください。

令和6年度に休止及び廃止等する事業です。番号1は、県議会議員知事選挙経費、番号2は、町長選挙経費です。令和5年度に当初予算要求とした両経費につきましては、基本的に4年に1度の実施であることから、廃目としております。

説明は以上です。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 4ページの選挙常時啓発事業費になると思うんですけど、投票率向上の取組について、来年度、こういった取組、予算で見るとほとんど変わってはいないんですけど、何か新たな取組とかというのはありますでしょうか。

【新村副委員長】 伊藤書記長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長】 今回の町議会議員選挙の投票率向上として特化した取組とい

うものは、基本的にはございません。ただし、当然、各常時啓発の取組といった中では、今回の議会議員選挙といった部分についての絡めた形での啓発というのは積極的に行っていきたいと考えております。以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 来年、確かに町議会選挙があつて、そこに特化したということは聞いていなかったんですけど、答えていただいて、ありがとうございます。とはいえ、投票率向上、寒川町、県内でも有数の投票率の低さという点では、利便性とかも含めて上げていかなきゃいけないと思うんですよ。啓発だけだとなかなか難しいので、利便性という点でも考えて、投票率向上ということを進めていただきたいと思うんですけど、その点について、お聞かせください。

【新村副委員長】 伊藤書記長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長】 今、ご質問の中で、利便性の向上というお話があったかと思えます。利便性向上の今、具体的なこれというお話はなかったので、なかなか特化して、これという部分でお答えはしにくいところなんですけれども、例えば、投票所の話とかというのが過去、ご質問等であったと思います。増設をするかしないかといった部分。

投票所の部分で申し上げさせていただきますと、現状、5,000人を超える投票区を持っている投票所が2つあるといった部分があるかと思えます。こちらの部分につきましては、投票する権利を持っている方の数が増えてきたという状況はあるんですけれども、ここ、町長選挙の際においては、その前の選挙よりも投票所の有権者数が減っているという状況も見えてきております。その状況を踏まえた中では、現段階では、投票所を増やすといったような判断は、私どものほうではしていないという状況でございます。以上です。

【新村副委員長】 青木委員。

【青木委員】 投票所も含めてということで、今、そのところについても答えていただいたんですけど、例えば総務省のホームページを見ますと、期日前投票所の取組事例集として、移動式の例えというのが26ページぐらいに渡ってあるんですよ。そういった点で、利便性を上げていく上で、投票所を増やすというのもそうなんですけど、こちらから出向くというような積極的な施策というのにも取り組んだほうがいいんじゃないかというふうに、自分としては思っているんですけど、そういった点を含めて、再度、利便性向上についての町の見解をお聞かせください。

【新村副委員長】 伊藤書記長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長】 今ご質問の中では、移動投票所といったお話があったかと思えます。現状、私どもも情報等を捉えている中で、移動投票所については、多くが山間部であったり、非常に投票に行く距離があるといった地域での事例が多いのかなと思っています。

町におきましては、基本的には投票所までの距離といったものは2キロメートル以内に設定をさせていただいているといったところで、著しく不便が生じている状況ではないという認識を現状持っております。その中では、現状、移動投票所を行うといった方向性は持っていない状況でございます。以上です。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員長。

【柳田委員長】 タブレット5ページの同じく選挙費のところ、昨年度の予算だとか昨年度の決算の中で指摘されたことが今年の予算に反映されているかどうかといった観点でお伺いします。

まず、1点目なんですけど、駐車場の件に関して、なかなかそういった大きな駐車場があるところで投票所がないかといった指摘とかもございまして、そういった部分で、民間の駐車場をお借りしているなどの答弁があったと思うんですけど、これは今回、予算の中で同じような駐車場の台数を増やしたりだとか、そういった取組とか予算の中で反映されているのかどうかという点で1点目と、2点目は決算のときにも指摘があった部分だと思うんですけど、2キロ、遠く感じる方もいらっしゃると思うので、そういった中で、予算の中で、距離のある方に対して何か、タクシーの補助だとかそういった部分、何かあるのかどうか、予算及び決算において指摘された部分の課題に対して、何か6年度予算で反映されているのかどうかお伺いします。

【新村副委員長】 伊藤書記長。

【伊藤選挙管理委員会事務局書記長】 駐車場の関係についてですが、こちらについては、現状の投票所を運営していく中で、新たに民間の駐車場を借りるところには現状、至っていない状況でございます。そして、2キロメートルというお話をさせていただいています。その中で、距離のある方というお話ですが、基本的には、先ほど申し上げましたように、2キロという距離の中に皆さんいると、投票の有権者がいらっしゃるという中で、新たにそこで移動支援等の検討といったものについては検討していないといった状況です。以上です。

【新村副委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩といたします。

【新村副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、監査委員事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 それでは、監査委員事務局所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、説明は私、磯崎が、質疑につきましても対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

タブレット資料120、監査委員事務局の2ページ、職員給与費につきましては、職員2名分の給料、職員手当等、共済費でございます。

続きまして、資料3ページ、監査委員事務運営経費の報酬につきましては、監査委員2名分の報酬、旅費につきましては、監査委員の費用弁償と職員の普通旅費、交際費につきましては、監査委員交際費、需用費につきましては、追録代等の消耗品費、負担金、補助及び交付金は、湘南地区監査委員連合会及び神奈川県町村監査委員協議会への負担金でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

柳田委員長。

【柳田委員長】 1点だけお伺いします。通常監査の中で、定期監査だとか定期的にやるものなのか、必要があれば随時監査とかあると思うんですけど、例えば住民から請求された場合、例えば住民監査請求だとか、レアなケースかもしれないですけど、有権者の50分の1だと、800人ぐらいが連署をもって事務監査請求だとか、そういった、あった場合の予算というのは、この中に入っているのかどうか、お伺いします。

【新村副委員長】 磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 住民監査請求についての予算のご質問です。

住民監査請求につきましては、住民に開かれた請求できる権利でございます。様式等に特に決まったものはございませんし、ホームページからダウンロードできるような形になっておりますので、特に予算は取っておりません。直接持ってきていただくなり、郵送で届いた段階で、監査委員と協議して、監査をする、しないを決めるので、特に予算を使うようなものではないので予算計上はしておりません。

【新村副委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、監査委員事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの監査委員事務局をもちまして、本日の審査が終了いたしました。

3月14日に教育委員会、そして、3月18日に総括質疑でございます。本日までの審査の中で、総括質疑の準備をしていただきたいと思います。予定でございますけど、3月14日、教育委員会が終了後、皆様方には、総括質疑の質問要旨を提出していただきます。時間につきましては、教育委員会終了後、また、この場にて皆様にお示しして提出していただきまして、その後、また、特別委員会を開かせていただきまして、要旨を確定したいと思っておりますので、何とぞ、準備をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまをもちまして、本日の特別委員会を閉めさせていただきます。

最後に、副委員長から一言お願いいたします。

【新村副委員長】 皆様、お疲れさまでした。本日、3日目なんですけれども、皆様のおかげで今回の大分時間もスムーズに審議も進んだと思います。明日もよろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後3時44分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 6月 4日

委員長 柳田 遊